

令和 3 年度

# 全国知的障害児・者施設・事業 実態調査報告

公益財団法人日本知的障害者福祉協会  
調査・研究委員会



## 目 次（令和3年度）

I 調査経過	5
II 調査結果A（令和3年度）	6
1. 定員	6
2. 現員	6
3. 事業所設置年	7
4. 利用率	8
5. 年間総開所日数と1日あたりの開所時間	9
6. 職員の数と構成	10
7. 職員の年齢・性別並びに勤務年数	14
8. 夜間職員の勤務状況	16
9. 施設・事業所の建物の状況	16
10. 主な加算・減算の状況	18
11. 自法人での法人後見の実施状況	20
12. 短期入所の状況	20
13. 職員の資格取得・処遇の状況	23
III 調査結果B	27
1. 定員と現在員	27
2. 年齢別施設利用者数	28
3. 施設・事業在籍年数	31
4. 障害支援区分等の状況	33
5. 療育手帳程度別在所者数	33
6. 身体障害の状況	34
7. 精神障害の状況	36
8. 「てんかん」の状況	37
9. 認知症の状況	37
10. 触法障害者の状況	38
11. 支援度	39
12. 医療的ケアの実施状況	42
13. 複数事業利用者の状況	44
14. 日中活動利用者の生活の場の状況	44
15. 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況	45
16. 成年後見制度の利用状況	45
17. 入退所の状況	46
18. 就職の状況	52
19. 介護保険サービスへの移行状況	56
20. 死亡の状況	63
調査票 A	66
調査票 B	70



# I 調査経過

令和3年度も日本知的障害者福祉協会会員事業所の悉皆調査として本調査を実施した。会員事業所4,478か所に調査票を送付し、事業所単位の【調査票A】は3,397か所（回収率75.9%）、事業利用単位の【調査票B】は3,415か所（回収率75.6%）から回答をいただくことができた。

前年度に続き、今年度もコロナ禍の中での調査実施であったが、前年度、新型コロナウイルスの影響と考えられる傾向がみられたことから、調査項目については変更をせず動向を追っている。特に短期入所事業においては、前年度同様、色濃く影響が表れており、利用実績が前々年度に比して半減する状況が続いている。また、1事業所当たりの利用実人数も半減し、一回当たりの利用泊数が増加傾向にあることから、入所施設内における感染拡大を防止するための対応を取られている事業所が多いと推察される。次年度においても、この傾向は続くと推測されるため、短期入所以外への影響も含めて、引き続き動向を追っていききたい。

本調査は、日本の知的障害福祉の実態を把握する上で重要な意味を持つ経年的悉皆調査であるが、今年度もコロナ禍の中という大変な時期での調査であり、ご協力いただいた会員の皆様には深く感謝をしている。本調査から得たデータは、制度改革や報酬改定に対して要望を行う際のエビデンスとなるため、今後も引き続き会員の皆様にご理解とご協力をお願いしたい。

調査・研究委員会 委員長 梶 浦 英 与

## 調査票提出状況

### 【事業所単位A】

施設・事業所の種類	送付数	提出数	回収率(%)
障害児入所施設	229	170	74.2
児童発達支援センター	175	129	73.7
日中活動事業所	2,466	1,822	73.9
障害者支援施設	1,608	1,276	79.4
計	4,478	3,397	75.9

\*日中活動事業所とは、療養介護・生活介護・自立訓練（生活訓練・機能訓練）・自立訓練（宿泊型）・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型を日中に実施する事業所。（多機能型も含む）

\*障害者支援施設は上記事業に併せて施設入所支援を実施する事業所。ただし自立訓練（宿泊型）を除く。

### 【事業単位B】

施設・事業種別		施設数	提出数	回収率(%)
児童	障害児入所施設	229	172	75.1
	児童発達支援センター	175	131	74.9
計		404	303	75.0
児童福祉法及び障害者総合支援法	療養介護	0	(1)	-
	生活介護	2,255	1,782	79.0
	自立訓練	17	14	82.4
	就労移行支援	14	9	64.3
	就労継続支援A型	37	24	64.9
	就労継続支援B型	470	336	71.5
	多機能型事業所	1,321	947	71.7
計		4,114	3,112	75.6
(うち施設入所支援)		1,608	1,281	79.7
事業数		4,518	3,415	75.6

### 左記事業に付帯して行っている事業

自立生活援助	就労定着支援	居宅訪問型児童発達支援
-	-	-
-	-	5
-	-	5
-	-	-
1	6	-
-	7	-
-	51	-
-	4	-
-	25	-
-	-	-
1	93	5
-	-	-
1	93	5

多機能型事業所の内訳	生活介護	1,058	746	70.5
	自立訓練	161	107	66.5
	就労移行支援	386	248	64.2
	就労継続支援A型	81	45	55.6
	就労継続支援B型	1,218	864	70.9

※障害児入所並びに障害者支援施設の中には、併設型施設を含む。

※自立訓練の中には機能訓練・生活訓練・生活訓練（宿泊型）を含む。

※財団法人運営施設を含む。

## Ⅱ 調査結果A（令和3年度）

### [1] 定員

表1は、定員規模別事業所数を示したものである。

定員規模別事業所数をみると、定員30人未満の事業所は691か所（20.3%）、30～49人の事業所は1,367か所（40.2%）、50～99人の事業所は1,218か所（35.9%）、100～199人の事業所は111か所（3.3%）であった。19人以下の事業所は2%未満、150人以上の事業所は1%未満と少なかった。

また、障害児入所施設では、30～39人の事業所が50か所（29.4%）と最も多く、児童発達支援センターでも、30～39人の事業所が57か所（44.2%）と最も多かった。日中活動事業所では、20～29人、30～39人、40～49人の事業所が20～31%と比較的高かった。障害者支援施設（日中）では、60～99人の事業所が518か所（40.6%）と最も多く、次いで50～59人の事業所が286か所（22.4%）であった。障害者支援施設（夜間）では、50～59人の事業所が356か所（27.9%）と最も多く、次に40～49人の事業所が334か所（26.2%）、60～99人の事業所が318か所（24.9%）と多かった。

定員規模別事業所数に関しては前年度と大きな変動はなかった。

表1 定員規模別事業所数

（事業所数・下段は%）

	～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～59人	60～99人	100～149人	150～199人	200人～	計
障害児入所施設	1 0.6	22 12.9	36 21.2	50 29.4	31 18.2	12 7.1	14 8.2	3 1.8		1 0.6	170 100
児童発達支援センター		9 7.0	17 13.2	57 44.2	26 20.2	12 9.3	7 5.4	1 0.8			129 100
日中活動事業所	1 0.1	19 1.0	569 31.2	367 20.1	488 26.8	153 8.4	216 11.9	7 0.4	1 0.1	1 0.1	1,822 100
障害者支援施設（日中）		3 0.2	14 1.1	92 7.2	256 20.1	286 22.4	518 40.6	87 6.8	12 0.9	8 0.6	1,276 100
障害者支援施設（夜間）		5 0.4	13 1.0	179 14.0	334 26.2	356 27.9	318 24.9	58 4.5	5 0.4	8 0.6	1,276 100
事業所数（※1）	2 0.1	53 1.6	636 18.7	566 16.7	801 23.6	463 13.6	755 22.2	98 2.9	13 0.4	10 0.3	3,397 100

（※1）事業所数は障害児入所施設と児童発達支援センターと日中活動支援事業所と障害者支援施設（日中）の合計

### [2] 現員

表2は、現員規模別事業所数を示したものである。

現員規模別事業所数をみると、現員30人未満の事業所は775か所（22.8%）、30～49人の事業所は1,276か所（37.6%）、50～99人の事業所は1,125か所（33.1%）、100～199人の事業所は78か所（2.3%）であった。現員19人以下の事業所は263か所（7.7%）と定員規模別事業所数（55か所1.6%）に比べて多かった。一方、150人以上の事業所は13か所（0.4%）と定員規模別事業所数（23か所0.7%）と同様に少なかった。

障害児入所施設では20～29人の事業所が50か所（29.4%）、児童発達支援センターでは30～39人の事業所が39か所（30.2%）で最も多かった。日中活動事業所では20～29人、30～39人の事業所が各々403か所（22.1%）、426か所（23.4%）と多かった。

障害者支援施設（日中）では、60～99人の事業所が414か所（32.4%）と最も多く、次いで50～59人の事業所が291か所（22.8%）と多かった。障害者支援施設（夜間）では、40～49人の事業所が359か所（28.1%）と最も多く、次いで、60～99人、50～59人の事業所が各々268か所（21.0%）、267か所（20.9%）と多かった。

さらに、定員と現員の分布を比較してみると、障害児入所施設では現員30～39人の階層から上のすべての階層で定員に比べ現員が減っており、障害者支援施設（夜間）においても現員50～59人の階層以上で同じ傾向がみられている。換言すると、障害児入所施設の定員30人以上の事業所は111か所に対し現員分布では54か所に減っており、障害者支援施設（夜間）でも定員50人以上が745か所に対して現員では577か所に減っていた。これらのことから、多くの入所系の施設が定員割れを起こしながら運営していることがわかる。なお、このような傾向は、前年度においても同様であった。

表2 現員規模別事業所数

（事業所数・下段は%）

	～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～59人	60～99人	100～149人	150～199人	200人～	無回答	計
障害児入所施設	22	37	50	28	15	7	4				7	170
	12.9	21.8	29.4	16.5	8.8	4.1	2.4				4.1	100
児童発達支援センター	1	6	22	39	24	12	15	1			9	129
	0.8	4.7	17.1	30.2	18.6	9.3	11.6	0.8			7.0	100
日中活動事業所	15	171	403	426	324	180	202	4	2		95	1,822
	0.8	9.4	22.1	23.4	17.8	9.9	11.1	0.2	0.1		5.2	100
障害者支援施設(日中)	2	9	37	146	274	291	414	67	4	7	25	1,276
	0.2	0.7	2.9	11.4	21.5	22.8	32.4	5.3	0.3	0.5	2.0	100
障害者支援施設(夜間)	1	11	56	249	359	267	268	33	4	5	23	1,276
	0.1	0.9	4.4	19.5	28.1	20.9	21.0	2.6	0.3	0.4	1.8	100
事業所数	40	223	512	639	637	490	635	72	6	7	136	3,397
	1.2	6.6	15.1	18.8	18.8	14.4	18.7	2.1	0.2	0.2	4.0	100

### [3] 事業所設置年

表3は、設置年代別事業所数を示したものである。

障害児入所施設は、1961年～1970年に82か所（48.2%）と最も多く設置され、次いで1951年～1960年に38か所（22.4%）設置されている。児童発達支援センターは、1971年～1980年に37か所（28.7%）と最も多く、次いで2011年以降にも27か所（20.9%）設置されている。日中活動事業所は、2001年～2010年に663か所（36.4%）、次いで2011年以降に427か所（23.4%）設置されており、1991年～2000年にも392か所（21.5%）設置されている。障害者支援施設は、1971年～1980年に285か所（22.3%）、1981年～1990年に330か所（25.9%）、1991年～2000年に349か所（27.4%）と多く設置されている。

障害児入所施設についてはその多く（75.9%）が1970年以前に設置されており、障害者支援施設は1971年から2000年の間に75.5%が設置されていることがみてとれる。

表3 設置年代別事業所数

(事業所数・下段は%)

	～1950年	1951～1960年	1961～1970年	1971～1980年	1981～1990年	1991～2000年	2001～2010年	2011年～	計
障害児入所施設	9	38	82	21	2	7	2	9	170
	5.3	22.4	48.2	12.4	1.2	4.1	1.2	5.3	100
児童発達支援センター		7	20	37	8	11	19	27	129
		5.4	15.5	28.7	6.2	8.5	14.7	20.9	100
日中活動事業所		2	20	80	238	392	663	427	1,822
		0.1	1.1	4.4	13.1	21.5	36.4	23.4	100
障害者支援施設	5	19	125	285	330	349	127	36	1,276
	0.4	1.5	9.8	22.3	25.9	27.4	10.0	2.8	100
計	14	66	247	423	578	759	811	499	3,397
	0.4	1.9	7.3	12.5	17.0	22.3	23.9	14.7	100

## [4] 利用率

表4は、令和2年度1年間の利用率を示したものである。

全体的にみると、利用率90%以上の事業所が48.2%と約半数を占めていた。

事業所種別毎の利用率をみると、障害児入所施設では利用率90%以上が27.6%と全体の利用率90%以上の割合に比して低かったのに対して、利用率50%未満が13.5%と他の事業所種別と比べると高かった。児童発達支援センターの利用率は、90～100%未満と100%超がともに16.3%とこの事業の中では最も高く、おおよそ6か所に1か所は年間利用率が100%を超えていたことになる。日中活動事業所では、80～90%未満の事業所が24.4%、90～100%未満の事業所が23.4%と高く、利用率100%超の事業所も14.9%と比較的高かった。障害者支援施設（日中）の利用率は、90～100%未満の事業所が48.1%と約半数を占めており、利用率100%超の事業所も14.1%と比較的高かった。障害者支援施設（夜間）の利用率は、90～100%未満が66.6%と突出して高く、利用率80%未満の事業所は5%に満たなかった。

利用率が90%未満の事業所の割合は、障害児入所施設が60%、児童発達支援センターが51.9%、日中活動事業所が48.7%、障害者支援施設（日中）が28.4%、障害者支援施設（夜間）が14.7%であった。

表4 利用率（令和2年度）

(事業所数・下段は%)

	～50%未満	50～60%未満	60～70%未満	70～80%未満	80～90%未満	90～100%未満	100%	100%超	無回答	計
障害児入所施設	23	17	11	18	33	37	7	3	21	170
	13.5	10.0	6.5	10.6	19.4	21.8	4.1	1.8	12.4	100
児童発達支援センター	6	11	13	20	17	21		21	20	129
	4.7	8.5	10.1	15.5	13.2	16.3		16.3	15.5	100
日中活動事業所	46	42	110	245	444	426	17	271	221	1,822
	2.5	2.3	6.0	13.4	24.4	23.4	0.9	14.9	12.1	100
障害者支援施設（日中）	17	13	44	76	213	614	41	180	78	1,276
	1.3	1.0	3.4	6.0	16.7	48.1	3.2	14.1	6.1	100
障害者支援施設（夜間）	19	2	8	31	127	850	70	94	75	1,276
	1.5	0.2	0.6	2.4	10.0	66.6	5.5	7.4	5.9	100
事業所数	92	83	178	359	707	1,098	65	475	340	3,397
	2.7	2.4	5.2	10.6	20.8	32.3	1.9	14.0	10.0	100

## [5] 年間総開所日数と1日あたりの開所時間

表5は、令和2年度の児童発達支援センターと日中活動事業所の総開所日数を示したものである。

全体をみると、251～275日開所している事業所が53.4%と約半数を占め、226～250日開所している事業所が31.6%と、226～275日開所している事業所が全体の8割を超えている。

児童発達支援センターは、226～250日開所している事業所が55.8%と最も多く、次いで、251～275日が20.9%であった。日中活動事業所では、251～275日開所している事業所が55.7%と最も多く、次いで、226～250日が29.9%であった。

表6は、令和2年度の1日あたりの平均開所時間を示したものである。

全体的には、平均開所時間6～7時間未満が45.7%と多く、次いで、7～8時間未満が31.7%であった。開所時間が4時間未満の事業所は0.3%、8時間以上は10.0%とそれぞれ少なかった。

児童発達支援センターでは、6～7時間未満が36.4%と多く、5～6時間未満が20.9%、4～5時間未満が18.6%で比較的多かった。開所時間が4時間未満の事業所は1か所(0.8%)、8時間以上の事業所は15.5%であった。

日中活動事業所では、6～7時間未満が46.3%と最も多く、次いで、7～8時間未満が33.5%であった。開所時間が4時間未満の事業所は0.2%、8時間以上の事業所は9.7%であった。

児童発達支援センターに比べて、日中活動事業所の方が1日あたりの平均開所時間が長めであることがわかる。

表5 令和2年度の総開所日数

(事業所数・下段は%)

	～200日	201～225日	226～250日	251～275日	276～300日	301～325日	326日以上	無回答	計
児童発達支援センター	6	7	72	27	15			2	129
	4.7	5.4	55.8	20.9	11.6			1.6	100
日中活動事業所	14	5	544	1,014	104	55	48	38	1,822
	0.8	0.3	29.9	55.7	5.7	3.0	2.6	2.1	100
計	20	12	616	1,041	119	55	48	40	1,951
	1.0	0.6	31.6	53.4	6.1	2.8	2.5	2.1	100

表6 令和2年度の1日あたりの平均開所時間

(事業所数・下段は%)

	～2時間 未満	2～4時間 未満	4～5時間 未満	5～6時間 未満	6～7時間 未満	7～8時間 未満	8～10時間 未満	10～12時間 未満	12時間超	無回答	計
児童発達支援センター		1	24	27	47	9	17	3		1	129
		0.8	18.6	20.9	36.4	7.0	13.2	2.3		0.8	100
日中活動事業所		4	20	130	844	610	150	3	23	38	1,822
		0.2	1.1	7.1	46.3	33.5	8.2	0.2	1.3	2.1	100
計		5	44	157	891	619	167	6	23	39	1,951
		0.3	2.3	8.0	45.7	31.7	8.6	0.3	1.2	2.0	100

## [6] 職員の数と構成

表7-1は、障害児入所施設の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

障害児入所施設の直接支援職員について、各職種別に常勤専従・非常勤の割合をみると、保育士では、常勤専従が924人83.5%（前年度79.5%）、非常勤が74人6.7%（前年度7.1%）であった。生活支援員・児童指導員では、常勤専従が1,270人74.4%（前年度75.3%）、非常勤が220人12.9%（前年度11.5%）であった。看護師・保健師は、常勤専従が244人67.0%（前年度67.7%）、非常勤が56人15.4%（前年度12.7%）であり、他の職種に比べて看護師・保健師の常勤専従の割合がやや低いことがわかる。また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合をみると、保育士が35.7%（前年度32.3%）、生活支援員・児童指導員が49.0%（前年度49.8%）、看護師・保健師が9.4%（前年度11.1%）であった。

次に、常勤兼務についてみると、換算数を実人数で割り戻した一人当たりの平均は、保育士0.98人（前年度0.79人）、生活支援員・児童指導員0.68人（前年度0.67人）であるのに対し、看護師・保健師0.28人（前年度0.32人）、その他専門職0.16人（前年度0.19人）と低くなっており、法人内で他の事業所と兼務をしている状況があると推測される。また、この二職種においては、他の事業所種別と比べても低い値を示している。

表7-1 障害児入所施設

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務 の換算数	非常勤	非常勤兼務 の換算数	計	常勤換算 後の計
①施設長・管理者	84	84	51.2	2	0.2	170	135.4
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	175	23	18.7	0		198	193.7
③保育士	924	109	106.9	74	48.4	1,107	1,079.3
④生活支援員・児童指導員	1,270	217	146.8	220	123.6	1,707	1,540.4
⑤職業指導員・就労支援員	64	5	7.4	3	2.2	72	73.6
⑥看護師（准看護師を含む）・保健師	244	64	18.2	56	34.2	364	296.4
⑦その他（OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）、PT（理学療法士）、心理担当職員等）	89	44	7.1	27	10.6	160	106.7
直接支援職員小計	2,591	439	286.4	380	219.0	3,410	3,096.4
⑧医師	13	16	4.0	63	5.5	92	22.5
⑨管理栄養士	48	23	10.7	3	1.7	74	60.4
⑩栄養士	38	24	11.8	4	2.2	66	52.0
⑪調理員	161	51	26.7	142	73.3	354	261.0
⑫送迎運転手	10	7	4.0	18	9.2	35	23.2
⑬事務員	197	94	42.1	55	30.2	346	269.3
⑭その他職種	76	38	17.1	189	86.5	303	179.6
合計	3,393	799	472.7	856	427.8	5,048	4,293.5

表7-2は、児童発達支援センターの職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

児童発達支援センターの直接支援職員について、各職種別に常勤専従・非常勤の割合をみると、保育士では、常勤専従が867人63.1%（前年度59.0%）、非常勤が432人31.4%（前年度35.6%）であった。また、生活支援員・児童指導員では、常勤専従が364人65.9%（前年度63.2%）、非常勤が142人25.7%（前年度28.0%）であり、保育士とともに常勤専従の割合が増加、非常勤の割合が減少している。看護師・保健師においては、常勤専従が28人32.6%（前年度35.6%）、非常勤が49人57.0%（前年度58.9%）であった。前年度に引き続き、他の職種に比べて看護師・保健師の常勤専従の割合が低くなっており、障害児入所施設に比べると35ポイント程度少ないことがわかる。また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合をみると、保育士が64.1%（前年度63.5%）、生活支援員・児童指導員が26.9%（前年度29.5%）、看護師・保健師が2.1%（前年度2.1%）であった。

表7-2 児童発達支援センター

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務 の換算数	非常勤	非常勤兼務 の換算数	計	常勤換算 後の計
①施設長・管理者	63	68	32.0	0		131	95.0
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	122	29	16.7	1	0.8	152	139.5
③保育士	867	76	40.2	432	239.7	1,375	1,146.9
④生活支援員・児童指導員	364	46	26.4	142	80.3	552	470.7
⑤職業指導員・就労支援員	1	0		0		1	1.0
⑥看護師（准看護師を含む）・保健師	28	9	4.8	49	22.2	86	55.0
⑦その他（OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）、PT（理学療法士）、心理担当職員等）	92	66	24.7	95	27.6	253	144.3
直接支援職員小計	1,352	197	96.1	718	369.8	2,267	1,817.9
⑧医師	1	9	1.3	11	1.7	21	4.0
⑨管理栄養士	21	14	4.2	6	1.4	41	26.6
⑩栄養士	30	10	3.9	10	5.4	50	39.3
⑪調理員	39	17	6.3	116	63.1	172	108.4
⑫送迎運転手	26	11	5.7	75	34.2	112	65.9
⑬事務員	66	41	16.7	34	18.1	141	100.8
⑭その他職種	35	12	6.6	88	38.2	135	79.8
合計	1,755	408	189.5	1,059	532.7	3,222	2,477.2

表7-3は、日中活動事業所の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

日中活動事業所の直接支援職員について、各職種別に常勤専従・非常勤の割合をみると、生活支援員・児童指導員では、常勤専従が9,713人51.7%（前年度51.1%）、非常勤が6,485人34.5%（前年度35.1%）であった。職業指導員・就労支援員では、常勤専従が2,538人55.4%（前年度56.1%）、非常勤が1,572人34.3%（前年度33.1%）であった。看護師・保健師は、常勤専従が435人27.2%（前年度26.8%）、非常勤が943人59.0%（前年度60.3%）であった。日中活動事業所では、看護師・保健師の常勤専従の割合は年々微増傾向にあるものの、児童発達支援センターよりも、さらに低いことがわかる。また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合をみると、生活支援員・児童指導員が75.1%（前年度74.9%）、職業指導員・就労支援員が19.6%（前年度20.0%）、看護師・保健師が3.4%（前年度3.4%）であった。

表7-3 日中活動事業所

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務 の換算数	非常勤	非常勤兼務 の換算数	計	常勤換算 後の計
①施設長・管理者	652	1,150	533.3	41	21.2	1,843	1,206.5
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	1,330	685	439.9	33	18.3	2,048	1,788.2
③保育士	109	31	22.8	78	42.1	218	173.9
④生活支援員・児童指導員	9,713	2,585	2,039.3	6,485	3,666.9	18,783	15,419.2
⑤職業指導員・就労支援員	2,538	473	354.0	1,572	868.4	4,583	3,760.4
⑥看護師（准看護師を含む）・保健師	435	219	94.9	943	319.8	1,597	849.7
⑦その他（OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）、PT（理学療法士）、心理担当職員等）	133	34	15.0	177	49.0	344	197.0
直接支援職員小計	12,928	3,342	2,526.0	9,255	4,946.2	25,525	20,400.2
⑧医師	2	21	3.0	112	10.6	135	15.6
⑨管理栄養士	40	59	25.5	25	12.0	124	77.5
⑩栄養士	77	91	36.0	56	21.6	224	134.6
⑪調理員	153	202	79.2	889	372.5	1,244	604.7
⑫送迎運転手	41	45	11.3	944	323.3	1,030	375.6
⑬事務員	555	553	243.6	319	168.7	1,427	967.3
⑭その他職種	460	119	58.1	443	177.4	1,022	695.5
合計	16,238	6,267	3,955.9	12,117	6,071.8	34,622	26,265.7

表7-4は、障害者支援施設の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

障害者支援施設の直接支援職員に関して、各職種別に常勤専従・非常勤の割合をみると、生活支援員・児童指導員では、常勤専従が27,627人68.0%（前年度67.8%）、非常勤が7,750人19.1%（前年度19.0%）であった。職業指導員・就労支援員では、常勤専従が383人58.7%（前年度63.2%）、非常勤が159人24.3%（前年度24.8%）であった。看護師・保健師は、常勤専従が1,616人65.8%（前年度64.7%）、非常勤が441人18.0%（前年度19.7%）であった。障害者支援施設では、看護師・保健師の常勤専従の割合が障害児入所施設と同程度で、児童発達支援センターや日中活動事業所に比べて高いことがわかる。また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合をみると、生活支援員・児童指導員が92.1%（前年度92.0%）、職業指導員・就労支援員が1.3%（前年度1.5%）、看護師・保健師が5.4%（前年度5.4%）であり、生活支援員・児童指導員の常勤専従者に占める割合が突出して高いことがわかる。

以上、表7-1から表7-4の直接支援職員小計より、常勤専従者の割合を事業所種別でみると、障害児入所施設が76.0%（前年度75.3%）、児童発達支援センターが59.6%（前年度56.8%）、日中活動事業所が50.6%（前年度50.4%）、障害者支援施設が67.6%（前年度67.4%）であり、入所系の事業所の方が通所系のそれよりも常勤専従者の割合が高いことがわかる。

表7-4 障害者支援施設

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務 の換算数	非常勤	非常勤兼務 の換算数	計	常勤換算 後の計
①施設長・管理者	709	614	365.4	19	10.3	1,342	1,084.7
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	1,459	610	376.9	17	13.6	2,086	1,849.5
③保育士	281	32	13.5	42	31.8	355	326.3
④生活支援員・児童指導員	27,627	5,270	4,558.2	7,750	4,463.2	40,647	36,648.4
⑤職業指導員・就労支援員	383	111	63.5	159	102.4	653	548.9
⑥看護師（准看護師を含む）・保健師	1,616	399	304.1	441	225.8	2,456	2,145.9
⑦その他（OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）、PT（理学療法士）、心理担当職員等）	81	58	32.2	90	19.8	229	133.0
直接支援職員小計	29,988	5,870	4,971.5	8,482	4,843.0	44,340	39,802.5
⑧医師	8	14	1.6	184	23.2	206	32.8
⑨管理栄養士	578	102	79.9	18	9.2	698	667.1
⑩栄養士	541	116	84.0	40	17.0	697	642.0
⑪調理員	1,875	322	246.8	827	462.1	3,024	2,583.9
⑫送迎運転手	46	16	7.4	181	63.2	243	116.6
⑬事務員	1,898	698	426.6	393	226.8	2,989	2,551.4
⑭その他職種	338	98	57.0	807	387.3	1,243	782.3
合計	37,440	8,460	6,617.1	10,968	6,055.7	56,868	50,112.8

表7-5は、事業所種別毎に直接支援職員の配置義務員数と実際の配置状況を示したものである。

まず、常勤専従者に注目してみると、障害児入所施設が129%（前年度150%）、児童発達支援センターが107%（前年度100%）、障害者支援施設が104%（前年度102%）で、常勤専従者のみでその配置義務員数を満たしている。しかし、日中活動事業所は82%（前年度80%）であり、常勤兼務職員や非常勤職員を加えて必要な配置義務員数を満たしていることがわかる。

次に、事業所種別毎に常勤換算後の計と配置義務員数とを比較してみると、障害児入所施設は154%（前年度176%）、児童発達支援センターは142%（前年度138%）、日中活動事業所は131%（前年度129%）、障害者支援施設は139%（前年度135%）となっており、どの事業所種別も配置義務員数を大きく超えて運営されていることがわかる。

表7-5 直接支援職員の状況（配置義務員数に回答のあった施設のみ集計）

直接支援職員	有効回答 事業所実 数 (A)	指定基準 上の配置 義務員数 (B)	1施設あた りの配置 義務員数 (B)/(A)	常勤専従 (C)	常勤専従 の配置率 (C)/(B)	常勤兼務	非常勤	非常勤兼務 の換算数	常勤 換算後 の計(D)	常勤 換算後 の配置率 (D)/(B)	
											常勤兼務 の換算数
障害児入所施設	108	1,228	11.4	1,579	129%	331	187.2	234	128.6	1,894.8	154%
児童発達支援センター	87	853	9.8	913	107%	146	73.7	442	229.3	1,216.0	142%
日中活動事業所	1,104	9,645	8.7	7,876	82%	2,153	1,611.5	5,809	3,187.1	12,674.6	131%
障害者支援施設	770	17,031	22.1	17,670	104%	3,607	3,066.2	4,965	2,960.8	23,697.0	139%

## [7] 職員の年齢・性別並びに勤務年数

表8は、職員の年齢と性別毎に正規・非正規の割合を示したものである。

正規職員の割合は、男性が76.2%（前年度76.3%）に対して、女性は59.2%（前年度59.1%）と低く、男女合計は66.1%（前年度66.1%）で、前年度と同じ割合であった。

階層別にみると、非正規化が進んだのは男性の20歳未満の階層29.9%（前年度27.8%）と20代の階層10.7%（前年度10.5%）であり、加えて、前年度より設けた70歳以上の階層については性別に関係なく非正規化がうかがえるが、それ以外のほとんどの階層においては正規職員の割合が上がっていた。年代別では、男性は正規の割合が20代から40代までは90%前後、50代でも82.1%が正規職員であるのに対し、女性は20代の87.2%（前年度86.6%）をピークに30代で71.3%、40～50代では60%前後にまで下がっている。また、60歳を境に男女とも正規と非正規の割合が逆転しているのは、やはり60歳で定年退職し、期限付き再任用による非正規化が一因と推察される。

表9は、同一法人内での勤務年数毎に正規職員・非正規職員の割合を示したものである。

男女ともに勤務年数が短いほど非正規職員の割合が高く、1年以内に雇われた職員においては、前々年度50.7%、前年度48.2%、今年度47.6%と微減傾向にはあるものの、全体の約半数が非正規職員となっている。また、その傾向は女性に顕著で、1年未満、3年未満、5年未満ともに5割前後（51.1%、47.0%、46.4%）が非正規職員であった。

表8 年齢と性別

（人・下段は%）

		20歳未満	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65～69歳	70歳以上	計
男性	正規	101 70.1	5,183 89.3	8,581 93.3	8,384 90.7	5,649 82.1	1,626 45.3	588 20.5	280 12.9	30,392 76.2
	非正規	43 29.9	622 10.7	620 6.7	862 9.3	1,229 17.9	1,961 54.7	2,275 79.5	1,889 87.1	9,501 23.8
女性	正規	176 69.3	7,579 87.2	6,985 71.3	9,108 61.6	8,054 57.2	1,789 32.4	400 13.9	163 8.8	34,254 59.2
	非正規	78 30.7	1,115 12.8	2,815 28.7	5,676 38.4	6,033 42.8	3,737 67.6	2,485 86.1	1,685 91.2	23,624 40.8
計	正規	277 69.6	12,762 88.0	15,566 81.9	17,492 72.8	13,703 65.4	3,415 37.5	988 17.2	443 11.0	64,646 66.1
	非正規	121 30.4	1,737 12.0	3,435 18.1	6,538 27.2	7,262 34.6	5,698 62.5	4,760 82.8	3,574 89.0	33,125 33.9

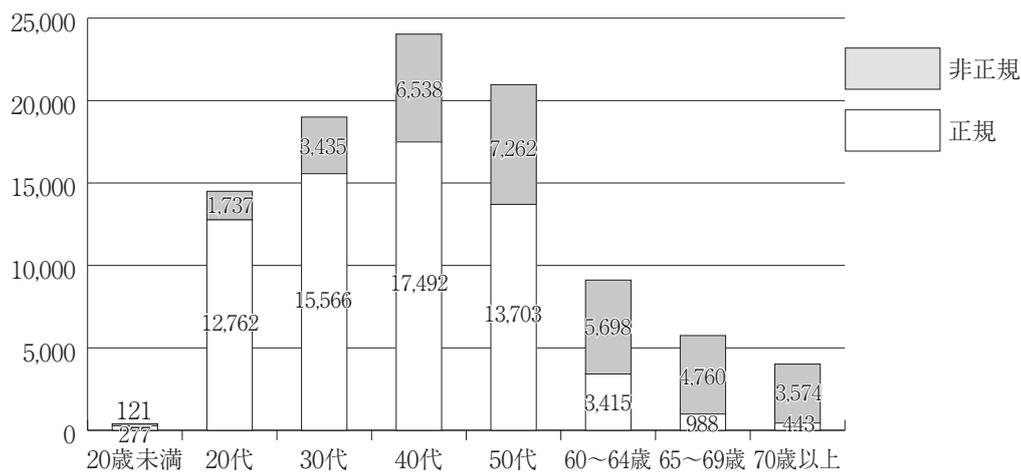
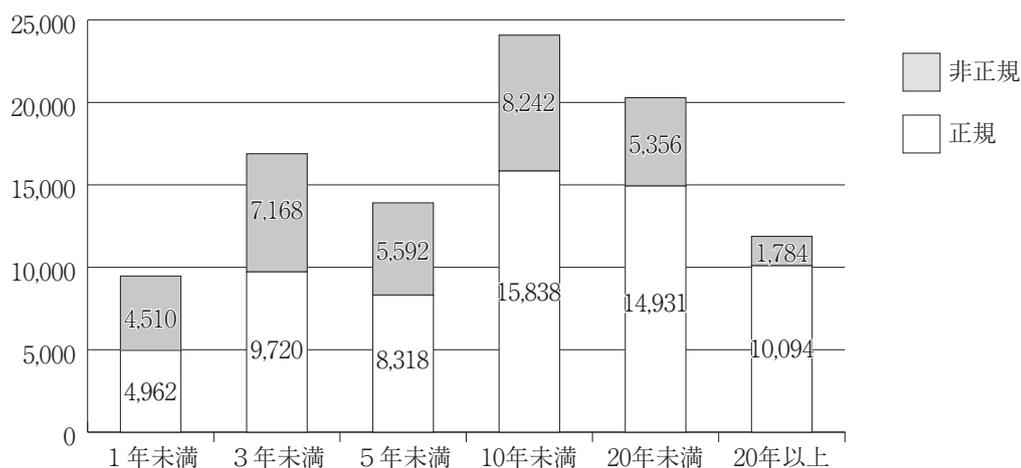


表9 同一法人内での勤務年数

(人・下段は%)

		1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上	計
男性	正規	2,042	4,060	3,749	7,379	7,340	5,446	30,016
		58.2	65.5	69.6	76.2	86.0	89.6	76.2
女性	正規	2,920	5,660	4,569	8,459	7,591	4,648	33,847
		48.9	53.0	53.6	58.8	64.6	80.1	59.2
計	正規	4,962	9,720	8,318	15,838	14,931	10,094	63,863
		52.4	57.6	59.8	65.8	73.6	85.0	66.2
		4,510	7,168	5,592	8,242	5,356	1,784	32,652
		47.6	42.4	40.2	34.2	26.4	15.0	33.8



## [8] 夜間職員の勤務状況

表10は、障害児入所施設及び障害者支援施設の夜間職員の勤務形態を示したものである。

夜間職員の勤務形態についてみると、「夜勤体制のみ」は障害児入所施設が90か所54.5%（前年度56.5%）、障害者支援施設が1,016か所80.3%（前年度78.6%）と、障害児入所施設の方がその割合は低かった。一方、「夜勤体制と宿直体制併用」では障害児入所施設で75か所45.5%（前年度43.5%）、障害者支援施設は249か所19.7%（前年度21.4%）となっており、障害者支援施設においては、「夜勤体制と宿直体制併用」が減少傾向を示している。

また、1夜あたりの1事業所における平均職員数は、障害児入所施設で2.4人（前年度2.7人）、障害者支援施設では3.0人（前年度3.0人）となっており、1人の夜間勤務職員がみる利用者の平均人数は、障害児入所施設で12.1人（前年度10.8人）、障害者支援施設で16.4人（前年度17.1人）となっている。

表10 夜間職員の勤務形態

		障害児入所施設	障害者支援施設	計
夜勤体制のみ	事業所数	90	1,016	1,106
	割合	54.5%	80.3%	77.3%
	夜間職員総数（※1）	198	2,946	3,144
	1事業所平均職員数（※2）	2.2	2.9	2.8
	1人の夜間職員がみる利用者の平均人数（※3）	13.4	16.7	16.5
夜勤体制と宿直体制併用	事業所数	75	249	324
	割合	45.5%	19.7%	22.7%
	夜間職員総数	205	894	1,099
	うち夜勤	85	571	656
	うち宿直	120	323	443
	不明・無回答	0	0	0
	1事業所平均職員数	2.7	3.6	3.4
	1人の夜間職員がみる利用者の平均人数	10.8	15.3	16.5
全体（無回答除く）	事業所数	165	1,265	1,430
	割合	100%	100%	100%
	夜間職員総数	403	3,840	4,243
	1事業所平均職員数	2.4	3.0	3.0
	1人の夜間職員がみる利用者の平均人数	12.1	16.4	16.0

（※1）夜間職員総数は、各事業所の1日あたりの勤務人数の合計

（※2）1事業所平均職員数は、夜間職員総数を事業所数で割り返したもの

（※3）1人の夜間職員がみる利用者の平均人数は、夜間の現員÷夜間職員総数

## [9] 施設・事業所の建物の状況

表11は、施設・事業所の建物の老朽化等による建て替えの必要性を示したものであり、3,397事業所から回答を得た。

「建替えの必要あり」は、全体で667か所19.6%（前年度19.6%）と、およそ5か所中1か所が建て替えの必要ありと答えた。事業種別では、障害児入所施設で32か所18.8%（前年度19.3%、前々年度

22.7%), 児童発達支援センターは21か所16.3% (前年度19.2%, 前々年度20.7%), 日中活動事業所は246か所13.5% (前年度12.8%), 障害者支援施設は368か所28.8% (前年度29.3%) となっており, 児童関係の事業種別において減少傾向がみられている。なお, 「現在建て替え中」は全体で44か所1.3% (前年度42か所1.3%) であった。

表12は, 障害児入所施設及び障害者支援施設の居室の利用状況を示したものである。「個室利用」は全体で62.2% (前年度59.6%, 前々年度56.8%) であり, 事業所種別でも障害児入所施設が69.0% (前年度63.5%, 前々年度60.8%), 障害者支援施設が61.8% (前年度59.3%, 前々年度56.5%) と増加傾向にあることがわかる。「2人部屋利用」は全体で30.5% (障害児入所施設19.0%, 障害者支援施設31.2%) となっており, 「個室利用」と「2人部屋利用」を合わせた割合は90%を超えている。一方, 「4人部屋利用」以上は1,683部屋3.3%であり, 減少傾向にあるものの, 未だ7千人弱の利用者がそこで暮らしていることになる。

表11 施設・事業所の建物の状況

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
老朽化等による 建替えの必要あり	32 18.8	21 16.3	246 13.5	368 28.8	667 19.6
建替えの必要なし	129 75.9	81 62.8	1,278 70.1	852 66.8	2,340 68.9
現在建て替え中	4 2.4	1 0.8	13 0.7	26 2.0	44 1.3
無回答	5 2.9	26 20.2	285 15.6	30 2.4	346 10.2
計	170 100	129 100	1,822 100	1,276 100	3,397 100

※建替えの必要ありと回答した642施設のうち, 築年数30年以上が459施設, そのうち50年以上が36施設

表12 入所型施設の居室の状況

(部屋数・下段は%)

	障害児入所施設	障害者支援施設	計
個室利用	2,212 69.0	29,290 61.8	31,502 62.2
2人部屋利用	608 19.0	14,807 31.2	15,415 30.5
3人部屋利用	191 6.0	1,827 3.9	2,018 4.0
4人部屋利用	164 5.1	1,432 3.0	1,596 3.2
5人以上利用	33 1.0	54 0.1	87 0.2
計	3,208 100	47,410 100	50,618 100

## [10] 主な加算・減算の状況

### 1. 主な加算の取得状況

表13は施設・事業所種別毎に主な加算・減算の状況を示したものである。事業所種別によって取得できる加算は異なるものの、概ね取得できている加算として福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ～Ⅴ・特別）3,300か所97.1%（前年度98.2%）がある。また、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ～Ⅲ）2,910か所85.7%（前年度84.1%）、送迎加算1,514か所83.1%（前年度81.4%）、食事提供体制加算1,445か所74.1%（前年度74.0%）となっている。その他前年度から集計を始めた特定処遇改善加算は、1,815か所（53.4%）で前年度（1,546か所47.1%）よりも6.3ポイント増加している。

また、入所系事業所が取得できる重度障害者支援加算（Ⅱ）は793か所54.8%（前年度748か所53.3%）で微増、平成30年度より新設された生活介護事業（障害者支援施設が行う生活介護を除く）にて取得可能な重度障害者支援加算については、469か所25.7%（前年度357か所20.4%、前々年度273か所15.7%）で、年々5ポイント前後増加している。

表13 主な加算・減算の状況

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	113 66.5	71 55.0	1,338 73.4	939 73.6	2,461 72.4
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	13 7.6	4 3.1	140 7.7	116 9.1	273 8.0
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	11 6.5	8 6.2	143 7.8	102 8.0	264 7.8
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		1 0.8	2 0.1	7 0.5	10 0.3
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	1 0.6		28 1.5	7 0.5	36 1.1
福祉・介護職員処遇改善特別加算	10 5.9	7 5.4	132 7.2	107 8.4	256 7.5
特定処遇改善加算	87 51.2	51 39.5	939 51.5	738 57.8	1,815 53.4
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	57 33.5	35 27.1	710 39.0	555 43.5	1,357 39.9
福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	18 10.6	3 2.3	261 14.3	190 14.9	472 13.9
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	72 42.4	62 48.1	599 32.9	348 27.3	1,081 31.8
夜勤職員配置体制加算				825 64.7	825 64.7
重度障害者支援加算(Ⅰ)	72 42.4			121 9.5	193 13.3
重度障害者支援加算(Ⅱ)	33 19.4			760 59.6	793 54.8
人員配置体制加算			557 30.6	922 72.3	1,479 47.7
1対1.7			260	516	776
1対2.0			111	229	340
1対2.5			186	188	374
重度障害者支援加算			469 25.7		469 25.7
食事提供体制加算		119 92.2	1,326 72.8		1,445 74.1
送迎加算			1,514 83.1		1,514 83.1
延長支援加算		16 12.4	98 5.4		114 5.8
開所時間減算		11 8.5	52 2.9		63 3.2
事業所実数	170 100	129 100	1,822 100	1,276 100	3,397 100

## [11] 自法人での法人後見の実施状況

表14は事業所種別毎に自法人における法人後見（成年後見）の実施状況を示したものである。（本調査は事業所単位で回答を求めているものであるが、本設問では自法人での実施状況を問うているため、同一法人の複数事業所が重複して回答している場合がある。）

「実施している」と回答したのは135か所で、全体の4.0%であった。

表14 自法人での法人後見の実施状況

（事業所数・下段は%）

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
実施している	8	9	64	54	135
	4.7	7.0	3.5	4.2	4.0
実施していない	159	110	1,725	1,212	3,206
	93.5	85.3	94.7	95.0	94.4
無回答	3	10	33	10	56
	1.8	7.8	1.8	0.8	1.6
計	170	129	1,822	1,276	3,397
	100	100	100	100	100

## [12] 短期入所の状況

### 1. 短期入所の実施状況

表15は障害児入所施設と障害者支援施設における短期入所事業（併設型・空床型）の実施状況である。回答のあった1,446か所（障害児入所施設170か所、障害者支援施設1,276か所）のうち、1,356か所93.8%（障害児入所施設90.6%、障害者支援施設94.2%）が短期入所事業を実施しており、入所系に対する短期入所のニーズの高さがうかがえる。

表15 短期入所の実施状況

（事業所数・下段は%）

	実施している			実施していない	無回答	計
	併設型	空床利用型	無回答			
障害児入所施設	154	72	77	18	12	170
	90.6	46.8	50.0	11.7	7.1	100
障害者支援施設	1,202	833	281	177	49	1,276
	94.2	69.3	23.4	14.7	3.8	100
計	1,356	905	358	195	61	1,446
	93.8	66.7	26.4	14.4	4.2	100

表16は、障害児入所施設と障害者支援施設における短期入所事業の「併設型」を定員規模別に表したものである。

併設型は児・者合計で905か所と、短期入所を実施している1,356か所（表15）の66.7%にあたる。定員規模は、4人が251か所27.7%（前年度310か所30.6%）と最も多く、児・者別にみても4人を含む上位3項目は定員5人以下の規模であった。一方、定員10人以上は、児童入所で5か所6.9%（前年度8か所9.1%）、障害者支援施設においては50か所6.0%（前年度72か所7.8%）であった。

表16 定員規模別併設型事業所数

(事業所数・下段は%)

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11~15人	16人以上	無回答	計
障害児入所施設	1	13	9	15	9	5		2		5			13	72
	1.4	18.1	12.5	20.8	12.5	6.9		2.8		6.9			18.1	100
障害者支援施設	11	154	65	236	87	72	20	32	9	30	12	8	97	833
	1.3	18.5	7.8	28.3	10.4	8.6	2.4	3.8	1.1	3.6	1.4	1.0	11.6	100
事業所数	12	167	74	251	96	77	20	34	9	35	12	8	110	905
	1.3	18.5	8.2	27.7	10.6	8.5	2.2	3.8	1.0	3.9	1.3	0.9	12.2	100

表17は令和3年4月～令和3年6月までの3か月間における短期入所の利用実績（利用実人数と利用延べ件数及び利用延べ泊数から、1人あたりの平均利用件数と1事業所あたりの利用実人数）を児・者施設毎に整理したものである。全体では、3か月間に9,583人、32,004回（件）（前年度11,607人、27,081回（件））短期入所を利用していた。前々年度の20,704人、64,098回（件）と比較すると前年度と同様に半減しており、新型コロナウイルス感染拡大が大きく影響していることが推察される。また、その様な状況下、今年度の実人数は減っているものの利用件数は4,923回（件）前年度より増えており、各事業所で様々な工夫をしながらニーズに対応していることがうかがえる。

利用延べ件数を利用実人数で割り返した1人あたりの平均利用回（件）数を見ると、全体では3.3回（件）（前年度2.3回（件）、前々年度3.1回（件））、障害者支援施設3.4回（件）（前年度2.3回（件）、前々年度3.1回（件））、障害児入所施設3.1回（件）（前年度2.7回（件）、前々年度2.7回（件））であり、一見新型コロナウイルス感染拡大前の水準に戻ったかのように見える。しかし、利用実人数9,583人を表15の短期入所実施事業所数1,356か所で割り返し、1事業所あたりの短期入所利用実人数の平均を出すと、全体では7.1人（前年度8.9人、前々年度15.3人）で、障害者支援施設7.1人（前年度9.2人、前々年度15.4人）、障害児入所施設7.1人（前年度7.1人、前々年度15.1人）となっており、未だ新型コロナウイルスの影響を色濃く受けていることがうかがえる。

表17 利用実績（令和3年4月～令和3年6月までの3か月間）

	利用実人数	利用件数（延べ）		利用泊数（延べ）	1人当たりの平均利用件数	1事業所当たりの利用実人数
			うち緊急利用加算を取得した件数			
障害児入所施設	1,091	3,396	39	10,786	3.1	7.1
	11.4	10.6	3.8	7.7		
障害者支援施設	8,492	28,608	987	129,705	3.4	7.1
	88.6	89.4	96.2	92.3		
計	9,583	32,004	1,026	140,491	3.3	7.1
	100	100	100	100		

表17-2 表17の利用件数（延べ）内訳

(利用件数・下段は%)

	1泊	2泊	3泊	4～6泊	7～13泊	14～28泊	29泊以上	不明	計
障害児入所施設	1,706	508	333	278	42	71	69	389	3,396
	50.2	15.0	9.8	8.2	1.2	2.1	2.0	11.5	100
障害者支援施設	13,299	5,910	2,309	2,361	835	646	2,212	1,036	28,608
	46.5	20.7	8.1	8.3	2.9	2.3	7.7	3.6	100
計	15,005	6,418	2,642	2,639	877	717	2,281	1,425	32,004
	46.9	20.1	8.3	8.2	2.7	2.2	7.1	4.5	100

表17-2は上記3か月間における利用件数（延べ）の内訳（1回あたりの期間）を見・者施設毎に整理したものである。全体では、1位1泊46.9%、2位2泊20.1%となっており、1～2泊で全体の66.9%、6泊以内で全体の83.4%を占めた。また、29泊以上が2,281件7.1%（前年度1,933件7.1%、前々年度1,239件1.9%）と前々年度と比較すると著しく増えている。

表18は調査基準日現在（令和3年6月1日）利用中の見・者の最長利用泊数を見・者施設毎に整理したものである。調査基準日現在、利用中の見・者は682人であったが、短期入所サービスの連続利用期間上限である30泊以上の利用は322人47.2%（前年度319人47.4%、前々年度262人30.3%）、更に30年度から規制がかかった年間利用日数180日を超える180泊以上の利用も96人14.1%（前年度60人9.0%、前々年度62人7.2%）と増加傾向である。30泊以上が増えていることから、新型コロナウイルス感染拡大が続く社会情勢下、在宅生活を送っている方々の様々なリスクが高まっていることが推察される。

表18 現在利用中（滞在中）の見・者の最長泊数

(利用件数・下段は%)

	～7泊	8～14泊	15～19泊	20～29泊	30～59泊	60～89泊	90～179泊	180泊以上	計
障害児入所施設	44	4	3	6	4	3	5	2	71
	62.0	5.6	4.2	8.5	5.6	4.2	7.0	2.8	100
障害者支援施設	198	44	22	39	129	37	48	94	611
	32.4	7.2	3.6	6.4	21.1	6.1	7.9	15.4	100
計	242	48	25	45	133	40	53	96	682
	35.5	7.0	3.7	6.6	19.5	5.9	7.8	14.1	100

表19は、3ヶ月間で最長支給期間の180泊以上連続で利用した見・者の理由（複数回答）をまとめたものである。576事業所から904件の回答を得たが、理由の1位は「障害者支援施設への入所待機のため」で250事業所478件（52.9%）、2位が「グループホームへの入居待機のため」で59事業所84件（9.3%）であった。障害者支援施設、グループホーム、その他の福祉施設等への「入所入居待機」が理由の利用は、339事業所594件（65.7%）となっており、おそらくこの5割を超える入所入居待機群の中には、1年を超えて利用している人達も多くいると推察される。

また、今年度は「家族の病気等のため」が59事業所65件で、前年度（102事業所140件）、前々年度（118事業所151件）と比べると著しく減っている。反対に「地域での自立した生活をするための事前準備のため」が今年度97事業所134人で、前年度（17事業所28人）、前々年度（25事業所39人）と比べると著しく増えていることが目立っているため、今後の経年変化を確認していきたい。

表19 年間180日以上利用した方の理由

(下段は%)

		障害児入所施設	障害者支援施設	計	
入所入居待機	障害者支援施設への入所待機のため	事業所数	12	238	250
			38.7	43.7	43.4
		人数	30	448	478
	グループホームへの入居待機のため	事業所数		59	59
				10.8	10.2
		人数		84	84
	その他福祉施設等への入所待機のため	事業所数	4	26	30
			12.9	4.8	5.2
		人数	4	28	32
本人・家族等	本人の健康状態の維持管理のため	事業所数	2	5	7
			6.5	0.9	1.2
		人数	2	6	8
	家族の病気等のため	事業所数	4	55	59
			12.9	10.1	10.2
		人数	8	57	65
	地域での自立した生活をするための事前準備のため	事業所数	3	94	97
			9.7	17.2	16.8
		人数	10	124	134
		15.2	14.8	14.8	
その他		事業所数	6	68	74
			19.4	12.5	12.8
	人数	12	91	103	
計	事業所数	31	545	576	
	人数	66	838	904	

## [13] 職員の資格取得・処遇の状況

### 1. 資格取得・処遇の状況

#### [職員の資格取得状況]

表20は、職員の資格取得（所持）状況（重複計上）を施設・事業所種別毎に表したものである。施設・事業所種別によってその取得数の順位は異なるが、全体では1位介護福祉士24.5%（前年度23.8%，前々年度23.4%），2位保育士11.9%（前年度12.2%，前々年度12.6%），3位介護職員初任者研修修了9.5%（前年度9.7%，前々年度10.6%）で、4位に社会福祉士8.5%（前年度8.5%，前々年度8.3%）であった。保育士と介護職員初任者研修修了については年々微減しているものの、介護福祉士は年々微増している。

障害児入所施設、児童発達支援センターでみると、1位保育士47.2%（前年度44.2%），2位介護福祉士12.1%（前年度12.1%），3位社会福祉士9.4%（前年度9.9%）となっており、障害者支援施設、日中活動事業所では、1位介護福祉士25.5%（前年度24.9%），2位介護職員初任者研修修了10.1%（前年度10.3%），3位保育士9.1%（前年度9.4%）の順となっている。

表20 職員の資格取得状況

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
介護福祉士	581	107	5,445	12,372	18,505	24.5
社会福祉士	332	200	2,350	3,528	6,410	8.5
精神保健福祉士	71	30	574	858	1,533	2.0
保育士	1,245	1,432	1,816	4,534	9,027	11.9
知的障害援助専門員	42	10	410	784	1,246	1.6
知的障害福祉士	12	3	56	104	175	0.2
介護職員初任者研修修了	140	48	3,036	3,988	7,212	9.5
その他	78	158	736	1,307	2,279	3.0
直接支援職員実数	3,410	2,267	25,525	44,340	75,542	100

表21は、施設・事業所で取得を促進している資格について示したものであるが、全体では、いわゆる三福祉士といわれる介護福祉士が2,485か所73.2%（前年度72.6%，前々年度71.3%），社会福祉士が2,446か所72.0%（前年度72.4%，前々年度72.2%），精神保健福祉士が1,430か所42.1%（前年度40.6%，前々年度40.0%）が上位3位である。介護福祉士と精神保健福祉士は年々増加傾向にあり，福祉専門職員配置等加算の要件に該当する資格であることが影響していると推測される。

障害児入所施設と児童発達支援センターにおいては，精神保健福祉士ではなく保育士がそれぞれ3位と2位に入っていた。

表21 取得を促進している資格

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
介護福祉士	97	29	1,291	1,068	2,485	73.2
社会福祉士	114	59	1,300	973	2,446	72.0
精神保健福祉士	67	24	765	574	1,430	42.1
保育士	81	54	178	160	473	13.9
知的障害援助専門員	19	7	220	206	452	13.3
知的障害福祉士	4	1	97	85	187	5.5
介護職員初任者研修修了	12	11	279	161	463	13.6
その他	18	14	139	135	306	9.0
事業所実数	170	129	1,822	1,276	3,397	100

### [資格取得への支援及び資格取得者への処遇]

表22・表23は資格取得への支援及び取得後の処遇の内容について表したものである（重複計上）。3,397事業所のうち最も多かったのは「給与手当への反映」2,063か所60.7%（前年度60.6%）で，全体の6割強となっている。次いで，「受講料・交通費等受講に係る費用の補助」1,175か所34.6%（前年度34.4%），「資格取得一時金として1回のみ支給」750か所22.1%（前年度21.6%），「昇進昇格等処遇への反映」615か所18.1%（前年度16.9%）の順であった。

表23は「受講料・交通費等受講に係る費用の補助」を実施している1,175か所の補助内容を表しており，「全額補助」は231か所19.7%（前年度19.4%），「一部補助」は806か所68.6%（前年度67.4%）であった。

表22 資格取得への支援・処遇の内容

(重複回答)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
受講料・交通費等受講に係る費用の補助	46	36	657	436	1,175	34.6
資格取得一時金として1回のみ支給	44	19	377	310	750	22.1
昇進昇格等処遇への反映	23	21	304	267	615	18.1
給与手当への反映	76	39	1,139	809	2,063	60.7
その他	19	10	142	135	306	9.0
事業所実数	170	129	1,822	1,276	3,397	100

表23 受講料・交通費等受講に係る費用の補助

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
全額補助	15	10	123	83	231	19.7
一部補助	29	21	453	303	806	68.6
その他	3	4	68	51	126	10.7
補助ありの事業所実数	46	36	657	436	1,175	100

表24は表22で「資格取得後に給与手当への反映」と回答した2,063事業所の、その対象としている資格について事業所種別毎に整理したものである。全体では圧倒的に三福祉士が多く、介護福祉士1,911か所92.6%（前年度86.0%）社会福祉士1,868か所90.5%（前年度84.8%）、精神保健福祉士1,538か所74.6%（前年度68.6%）の順で、次いで保育士736か所35.7%（前年度31.7%）となっている。

表24 資格取得後手当等を支給された資格

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
介護福祉士	64 84.2	28 71.8	1049 92.1	770 95.2	1,911 92.6
社会福祉士	65 85.5	31 79.5	1019 89.5	753 93.1	1,868 90.5
精神保健福祉士	56 73.7	20 51.3	856 75.2	606 74.9	1,538 74.6
保育士	48 63.2	24 61.5	375 32.9	289 35.7	736 35.7
知的障害援助専門員	11 14.5	2 5.1	90 7.9	82 10.1	185 9.0
知的障害福祉士	3 3.9	0 0.0	46 4.0	40 4.9	89 4.3
介護職員初任者研修修了	12 15.8	4 10.3	156 13.7	92 11.4	264 12.8
その他	19 25.0	16 41.0	236 20.7	214 26.5	485 23.5
給与手当への反映事業所数	76	39	1,139	809	2,063

表25は表22で「資格取得後に給与手当への反映」と回答した2,063事業所が、毎月定額で給与に支給される金額を資格毎に整理したものである。

給与手当への反映事業所数が最も多いのは、介護福祉士92.6%（前年度86.0%）、次いで社会福祉士

90.5%（前年度84.8%）、精神保健福祉士74.6%（前年度68.6%）、保育士35.7%（前年度31.7%）となっている。

資格毎にみると、介護福祉士は「3,001～5,000円」が最も多く、次いで「1～3,000円」「5,001～10,000円」の順となっている。社会福祉士では「5,001～10,000円」、次いで「3,001円～5,000円」、精神保健福祉士では「3,001～5,000円」が最も多く、次いで「5,001円～10,000円」、保育士は「1～3,000円」が最も多くなっている。

表25 定額で給与に毎月支給される場合の金額と資格

	1～ 3,000円	3,001～ 5,000円	5,001～ 10,000円	10,001～ 20,000円	20,001円 以上	計	給与手当への反映事業 所数(%)	有効回答 事業所数 (%)
介護福祉士	697 36.5	701 36.7	430 22.5	69 3.6	14 0.7	1,911 100	92.6	56.3
社会福祉士	501 26.8	571 30.6	590 31.6	170 9.1	36 1.9	1,868 100	90.5	55.0
精神保健福祉士	436 28.3	497 32.3	467 30.4	119 7.7	19 1.2	1,538 100	74.6	45.3
保育士	310 42.1	255 34.6	132 17.9	30 4.1	9 1.2	736 100	35.7	21.7
知的障害援助専門員	123 66.5	48 25.9	12 6.5	1 0.5	1 0.5	185 100	9.0	5.4
知的障害福祉士	39 43.8	25 28.1	23 25.8	2 2.2		89 100	4.3	2.6
介護職員初任者研修 修了	197 74.6	46 17.4	13 4.9	6 2.3	2 0.8	264 100	12.8	7.8
その他	233 47.1	131 26.5	84 17.0	33 6.7	14 2.8	495 100	24.0	14.6
事業所実数							2,063	3,397

表26は表22で「資格取得後に給与手当への反映」と回答した2,063事業所に対し、複数の資格を取得した場合、支給される金額に上限設定が有るか無いかを尋ね整理したものである。支給に「上限がある」は1,362か所66.0%（前年度63.7%）、「上限はない」は233か所11.3%（前年度11.6%）であった。

表26 複数資格取得の場合の支給金額の上限の有無

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
上限がある	44	30	728	560	1,362	66.0
上限はない	11	1	122	99	233	11.3
無回答	21	8	289	150	468	22.7
計	76	39	1,139	809	2,063	100

### Ⅲ 調査結果B

#### 1. 定員と現在員

表27 定員規模別施設数とその構成比

(施設数・下段は%)

		～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51～60人	61～100人	101～150人	151～200人	201人～	計	
児童福祉法	障害児入所施設	51 29.7	53 30.8	31 18.0	16 9.3	10 5.8	9 5.2	1 0.6		1 0.6	172 100	
	児童発達支援センター	20 15.3	59 45.0	26 19.8	18 13.7	2 1.5	5 3.8	1 0.8			131 100	
	計 (I)	71 23.4	112 37.0	57 18.8	34 11.2	12 4.0	14 4.6	2 0.7		1 0.3	303 100	
障害者総合支援法	日中系 単独型	療養介護										
		生活介護	248 13.9	167 9.4	458 25.7	245 13.7	372 20.9	235 13.2	45 2.5	6 0.3	6 0.3	1,782 100
		自立訓練	5 35.7	6 42.9	2 14.3		1 7.1					14 100
		就労移行支援	7 77.8	1 11.1			1 11.1					9 100
		就労継続支援A型	19 79.2	2 8.3	2 8.3		1 4.2					24 100
		就労継続支援B型	168 50.0	43 12.8	93 27.7	15 4.5	13 3.9	4 1.2				336 100
		計	447 20.6	219 10.1	555 25.6	260 12.0	388 17.9	239 11.0	45 2.1	6 0.3	6 0.3	2,165 100
	多機能型事業所	94 9.9	95 10.0	351 37.1	92 9.7	188 19.9	99 10.5	19 2.0	6 0.6	3 0.3	947 100	
	計 (II)	541 17.4	314 10.1	906 29.1	352 11.3	576 18.5	338 10.9	64 2.1	12 0.4	9 0.3	3,112 100	
	うち施設入所支援	11 0.9	144 11.2	341 26.6	331 25.8	206 16.1	206 16.1	33 2.6	1 0.1	8 0.6	1,281 100	
合計 (I + II)	612 17.9	426 12.5	963 28.2	386 11.3	588 17.2	352 10.3	66 1.9	12 0.4	10 0.3	3,415 100		

表27は、定員規模別事業所数と、その構成比を示したものである。

前年度と比較すると、定員30人以下の事業所は1,038か所（30.4%）となり同比率であった。31～50人の事業所は0.2ポイント増加し1,349か所（39.5%）、一方で51～100人の事業所は0.2ポイント減少し940か所（27.5%）、101～200人の事業所も0.1ポイント減少し78か所（2.3%）であった。

日中系事業（単独・多機能型及び施設入所支援を実施する事業所を含む）では31～40人の階層の構成比が最も高く906か所（29.1%）、次いで51～60人の階層576か所（18.5%）、20人以下の階層541か所（17.4%）、41～50人の階層352か所（11.3%）、61～100人の階層338か所（10.9%）の順であった。

日中系事業の単独型事業所を種別毎にみると、生活介護は、日中系事業全体と同じく31～40人の階層が最も多く25.7%で、次いで51～60人の階層で20.9%となっており、報酬の区切りとなる階層が高くなっていることがわかる。一方、就労移行支援や就労継続支援A型では20人以下の階層が大半（77.8%、79.2%）を占めていた。

なお、居住の場である施設入所支援においては、31～40人の階層が26.6%（341か所）と最も高く、次いで41～50人の階層が25.8%（331か所）となっており、この2階層で52.5%と約半数を占めていた。また、51～100人では32.2%（412か所）となっており、101人以上も3.3%（42か所）であった。

表28 定員と現在員

施設種別	定員	現在員（措置・契約）			令和3年度 充足率（A）	令和2年度 充足率（B）	（A）-（B） 充足率増減		
		男	女	計					
児童福祉法	障害児入所施設	6,135	3,180	1,480	4,660	76.0	76.7	▲ 0.8	
	児童発達支援センター	4,587	4,321	1,450	5,771	125.8	124.5	1.3	
	計（Ⅰ）	10,722	7,501	2,930	10,431	97.3	95.9	1.4	
障害者総合支援法	日中系（単独・多機能含む）	療養介護							
		生活介護	111,304	68,967	44,578	113,545	102.0	102.2	▲ 0.2
		自立訓練	1,417	627	332	959	67.7	70.4	▲ 2.8
		就労移行支援	2,264	1,069	512	1,581	69.8	66.8	3.0
		就労継続支援A型	1,193	733	300	1,033	86.6	87.8	▲ 1.3
		就労継続支援B型	29,349	19,288	11,308	30,596	104.2	104.4	▲ 0.2
	計（Ⅱ）	145,527	90,684	57,030	147,714	101.5	101.6	▲ 0.1	
	うち施設入所支援	69,966	40,282	26,936	67,218	96.1	96.3	▲ 0.2	
合計（Ⅰ＋Ⅱ）		156,249	98,185	59,960	158,145	101.2	101.2	0.1	

表28は定員に対する現在員の割合（充足率）を示したものである。全体でみると、前年度比と同率の101.2%であった。

児童福祉法の事業については、障害児入所施設は76.0%と対前年比0.7ポイント減少し、児童発達支援センターについては125.8%と前年度（124.5%）から1.3ポイント増加した。

成人の日中系事業全体でみると、充足率は101.5%（前年度101.6%）であった。事業種別毎にみると、生活介護102.0%、自立訓練67.7%、就労移行支援69.8%、就労継続支援A型86.6%、就労継続支援B型104.2%と事業によって充足率にばらつきがあることがわかる。特に、利用期限に定めのある自立訓練、就労移行支援は低率であった。

なお、施設入所支援の充足率は96.1%（前年度96.3%）であった。

## 2. 年齢別施設利用者数

表29は、年齢別利用者数を事業種別毎に示したものであり、その概況は次のとおりである。

まず、全体でみると、利用者の最も多い年齢階層は40～49歳の階層で、次いで50～59歳、30～39歳、20～29歳の順になっており、この4階層だけで72.3%を占めている。

また、知的障害関係事業所の利用者のなかに、60歳以上の占める率は、毎年僅かに増加しており、今年18.9%と前年度（18.2%）に比して0.7ポイント増加していた。利用者の年齢構成においても、徐々に高齢化が広がってきているといえる。なお、今年の65歳以上の高齢利用者は、全体で前年度より1,663人多い19,933人であるが、そのうち74.7%（14,892人）は施設入所支援に在籍している。

全体の男女差をみると、男性が62.1%を占め、例年通りの比率であった。これを年齢階層別にみると、60歳以上で男性51.5%、女性48.5%のほぼ半々である。18～60歳未満では男性が63.9%で、18歳未満の児童期では男児が72.7%となり、年齢が下がるほど男性の占める率が上がっている。このような男女の構成比は、知的障害事業所特有の特徴といえるであろう。

表29 年齢別施設利用者数

(人)

		年齢	0~2	3~5	6~11	12~14	15~17	18~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80以上	不明	計	
児童福祉法	入所施設 障害児	男	2	71	753	746	1,109	187	99	65	62	52	10	9	11	2	2		3,180	
		女	1	24	299	332	526	82	53	41	35	47	14	16	6	3	1		1,480	
		計	3	95	1,052	1,078	1,635	269	152	106	97	99	24	25	17	5	3	0	4,660	
	支援センター 児童発達	男	259	3,960	86		15	1												4,321
		女	106	1,306	33	1	4													1,450
		計	365	5,266	119	1	19	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,771
	計 (I)	男	261	4,031	839	746	1,124	188	99	65	62	52	10	9				2		7,501
		女	107	1,330	332	333	530	82	53	41	35	47	14	16			3			2,930
		計	368	5,361	1,171	1,079	1,654	270	152	106	97	99	24	25	17	5	3	0	0	10,431
	障害者総合支援法	療養介護	男																	0
			女																	0
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日中系(単独・多機能含む) 生活介護		男					21	1,438	11,280	12,753	17,515	13,111	4,233	3,672	2,831	1,221	892			68,967
		女					10	729	5,366	6,900	9,677	8,882	3,868	3,529	2,953	1,475	1,189			44,578
		計	0	0	0	0	31	2,167	16,646	19,653	27,192	21,993	8,101	7,201	5,784	2,696	2,081	0	0	113,545
自立訓練		男					16	231	196	63	53	45	7	10	2	3	1			627
		女					4	115	106	34	31	25	9	3	4	1				332
		計	0	0	0	0	20	346	302	97	84	70	16	13	6	4	1	0	0	959
就労移行 就労継続A型		男					36	289	478	109	105	43	6	2	1					1,069
		女					13	135	234	65	45	19	1							512
		計	0	0	0	0	49	424	712	174	150	62	7	2	1	0	0	0	0	1,581
就労継続B型	男					5	159	184	192	136	35	19	3						733	
	女					4	65	76	87	46	16	3	3						300	
	計	0	0	0	0	9	224	260	279	182	51	22	6	0	0	0	0	0	1,033	
計 (II)	男					4	594	4,586	4,278	4,369	3,012	1,169	707	426	101	42			19,288	
	女					2	305	2,407	2,556	2,676	1,952	620	461	257	50	22			11,308	
	計	0	0	0	0	6	899	6,993	6,834	7,045	4,964	1,789	1,168	683	151	64	0	0	30,596	
うち施設入所支援	男					77	2,557	16,699	17,387	22,234	16,347	5,450	4,410	3,263	1,325	935			90,684	
	女					29	1,288	8,178	9,631	12,516	10,924	4,514	3,996	3,217	1,526	1,211			57,030	
	計	0	0	0	0	106	3,845	24,877	27,018	34,750	27,271	9,964	8,406	6,480	2,851	2,146	0	0	147,714	
合計 (I+II)	男	261	4,031	839	746	1,201	2,745	16,798	17,452	22,296	16,399	5,460	4,419	3,263	1,325	937			98,185	
	女	107	1,330	332	333	559	1,370	8,231	9,672	12,551	10,971	4,528	4,012	3,217	1,529	1,211			59,960	
	計	368	5,361	1,171	1,079	1,760	4,115	25,029	27,124	34,847	27,370	9,988	8,431	6,497	2,856	2,149	0	0	158,145	

(1) 児童福祉法事業

①障害児入所施設

利用者(児)総数4,660人に、本来の対象である18歳未満の児童の占める率は82.9%(3,863人)であり、この事業種別が抱えてきた「過齡児」問題は未だ解消されていないといえる。なお、この事業種別において、利用者の最も多いのは15~17歳の階層の35.1%で、次いで12~14歳の階層23.1%、6~11歳の階層22.6%と続いている。

②児童発達支援センター

この事業種別の利用児5,771人は、6歳未満の幼児が97.6%と非常に高い率を占めている。幼児の「早期療育施設」としての、この事業種別の役割が確立していることの表れともいえる。なお、15歳以上の義務教育終了後の年長児は20人（0.3%）であった。

また、毎年度6～11歳の階層に満たない程度（2.1%）の利用児があるが、その大部分は就学直前の6歳児であると推測される。

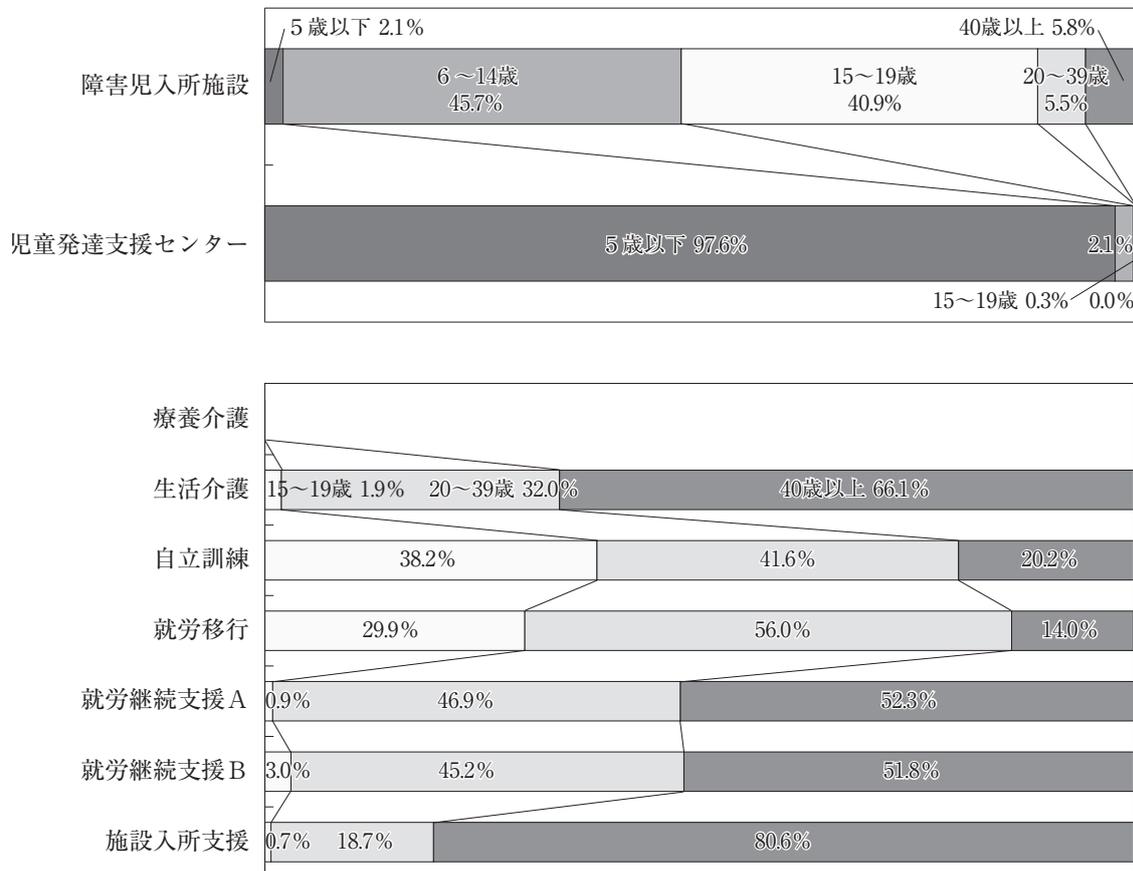
(2) 障害者総合支援法事業

居住サービスである施設入所支援利用者においては、40～49歳の24.8%と、50～59歳の24.1%の年齢層が突出して多く、この2階層で48.9%と全体の約半数を占めている。

一方で、日中活動サービスのみを利用する者（日中活動サービス利用者から施設入所支援利用者を引いた数）は、20～29歳の階層で25.4%、30～39歳の階層で23.4%、40～49歳の階層で22.4%となっており、この3階層だけで71.2%を占める。また、この階層の男女差をみると、男性が63.7%を占めており、さらに年齢階層別でみると、年齢が下がるほど男性の占める率が上がる傾向がみられる。

事業種別でみると、介護給付である生活介護に比べ、訓練等給付の各事業種別の年齢層が低い傾向にある。さらに、訓練等給付の事業のうち利用期限の定めのある自立訓練と就労移行支援をみると、18～29歳までの年齢層だけで、自立訓練では67.6%、就労移行支援では71.9%を占めている。

図1 施設利用者年齢別構成



### 3. 施設・事業在籍年数

表30は事業種別毎に利用者（児）の在籍年数を示したものである。また、表31ではその構成比をみた。

表30 施設・事業在籍年数

(人)

在籍年数		05年未満	05～1年	1～2年	2～3年	3～5年	5～10年	10～15年	15～20年	20～30年	30～40年	40年以上	不明	計	
児童福祉法	障害児入所施設	男女	306	197	501	410	593	700	236	45	52	46	78	16	3,180
		男女	118	102	226	193	238	330	102	27	33	24	84	3	1,480
		計	424	299	727	603	831	1,030	338	72	85	70	162	19	4,660
	児童発達支援センター	男女	1,398	518	1,343	767	220	20						55	4,321
		男女	474	169	457	264	76	6						4	1,450
		計	1,872	687	1,800	1,031	296	26	0	0	0	0	0	59	5,771
	計（Ⅰ）	男女	1,704	715	1,844	1,177	813	720	236	45	52	46	78	71	7,501
		男女	592	271	683	457	314	336	102	27	33	24	84	7	2,930
		計	2,296	986	2,527	1,634	1,127	1,056	338	72	85	70	162	78	10,431
	障害者総合支援法	療養介護	男女												0
男女			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日中系（単独・多機能含む）生活介護		男女	1,540	1,233	2,660	2,614	5,228	26,631	28,341					720	68,967
		男女	1,013	838	1,775	1,625	3,186	17,167	18,496					478	44,578
		計	2,553	2,071	4,435	4,239	8,414	43,798	46,837	0	0	0	0	1,198	113,545
自立訓練		男女	138	132	233	72	23	12	6					11	627
		男女	85	58	133	36	9	5	2					4	332
		計	223	190	366	108	32	17	8	0	0	0	0	15	959
就労移行		男女	286	201	371	142	37	11	18					3	1,069
		男女	145	96	163	55	25	10	12					6	512
		計	431	297	534	197	62	21	30	0	0	0	0	9	1,581
就労継続A型		男女	36	17	46	44	79	283	219					9	733
		男女	7	4	31	22	33	123	76					4	300
		計	43	21	77	66	112	406	295	0	0	0	0	13	1,033
就労継続B型	男女	670	549	1,215	1,316	2,177	7,332	5,928					101	19,288	
	男女	388	279	738	749	1,190	4,181	3,695					88	11,308	
	計	1,058	828	1,953	2,065	3,367	11,513	9,623	0	0	0	0	189	30,596	
計（Ⅱ）	男女	2,670	2,132	4,525	4,188	7,544	34,269	34,512					844	90,684	
	男女	1,638	1,275	2,840	2,487	4,443	21,486	22,281					580	57,030	
	計	4,308	3,407	7,365	6,675	11,987	55,755	56,793	0	0	0	0	1,424	147,714	
うち施設入所支援	男女	527	603	1,211	1,076	2,182	5,213	5,625	5,110	9,136	5,828	3,638	133	40,282	
	男女	380	404	863	740	1,427	3,372	3,449	3,167	5,524	4,107	3,382	121	26,936	
	計	907	1,007	2,074	1,816	3,609	8,585	9,074	8,277	14,660	9,935	7,020	254	67,218	
合計（Ⅰ＋Ⅱ）	男女	4,374	2,847	6,369	5,365	8,357	34,989	34,748	45	52	46	78	915	98,185	
	男女	2,230	1,546	3,523	2,944	4,757	21,822	22,383	27	33	24	84	587	59,960	
	計	6,604	4,393	9,892	8,309	13,114	56,811	57,131	72	85	70	162	1,502	158,145	

※施設入所支援、障害児入所施設については、旧法からの継続在籍年数で計上

図2 施設在籍年数別構成

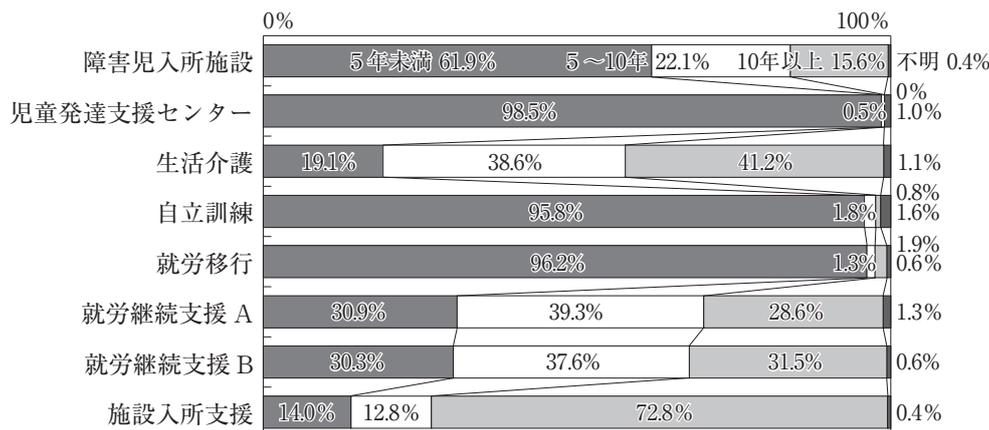


表31 在籍年数別在所者の構成比

(%)

在籍年数		05年未満	05~1年	1~2年	2~3年	3~5年	5~10年	10~15年	15~20年	20~30年	30~40年	40年以上	不明	計
児童	障害児入所施設	9.1	6.4	15.6	12.9	17.8	22.1	7.3	1.5	1.8	1.5	3.5	0.4	100
	児童発達支援センター	32.4	11.9	31.2	17.9	5.1	0.5						1.0	100
	計 (I)	22.0	9.5	24.2	15.7	10.8	10.1	3.2	0.7	0.8	0.7	1.6	0.7	100
障害者総合支援法 日中系 (単独・多機能含む)	療養介護													
	生活介護	2.2	1.8	3.9	3.7	7.4	38.6	41.2					1.1	100
	自立訓練	23.3	19.8	38.2	11.3	3.3	1.8	0.8					1.6	100
	就労移行	27.3	18.8	33.8	12.5	3.9	1.3	1.9					0.6	100
	就労継続A型	4.2	2.0	7.5	6.4	10.8	39.3	28.6					1.3	100
	就労継続B型	3.5	2.7	6.4	6.7	11.0	37.6	31.5					0.6	100
	計 (II)	2.9	2.3	5.0	4.5	8.1	37.7	38.4					1.0	100
うち施設入所支援	1.3	1.5	3.1	2.7	5.4	12.8	13.5	12.3	21.8	14.8	10.4	0.4	100	
合計 (I + II)		4.2	2.8	6.3	5.3	8.3	35.9	36.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.9	100

障害児入所施設では、在籍期間10年未満の在籍者の占める率は84.0% (3,914人) であるが、一方で、20年以上の長期在籍者も、6.8% (317人) 存在する。障害児入所施設における長期滞留化は、いわゆる「過齡児」の増加に繋がり、この事業の根幹に関わる問題となっている。

他方、児童発達支援センターにおいては、在籍期間1年未満の在籍児が44.3%で、この事業種別では在籍児の半数弱は在籍期間1年未満の新入所児であることを示している。また、3年未満の在籍児をみると93.4%を占め、3年以内に大半の児童が入れ替わっていることがわかる。

障害者総合支援法の施設入所支援については、障害者自立支援法移行前からの在籍年数を問うているが、利用者総数67,218人のうち、在籍期間10年未満の利用者は17,998人 (26.8%) である一方、10年以上の利用者は48,966人 (72.8%) (前年度72.5%, 前々年度71.9%), また、20年以上の在籍者は31,615人 (47.1%) (前年度46.9%, 前々年度45.1%) と10年以上の在籍者のうち半数以上 (64.6%) を占める。このように、長期滞留者が多いことは、この事業種別に高齢者が多いことの原因ともなっている。

なお、日中系事業の在籍年数については、障害者自立支援法事業の施行 (平成18年10月) による新たな事業への移行からカウントしているため、すべての事業において15年以下となっている。しかし、日中系事業6事業の中で利用期限が原則2年 (特例3年) となっている自立訓練 (生活訓練) と就労移行支援に在籍年数3年以上の利用者が、それぞれ1割未満の57人 (5.9%) と113人 (7.1%) となっているのでさらなる追跡調査が必要であろう。

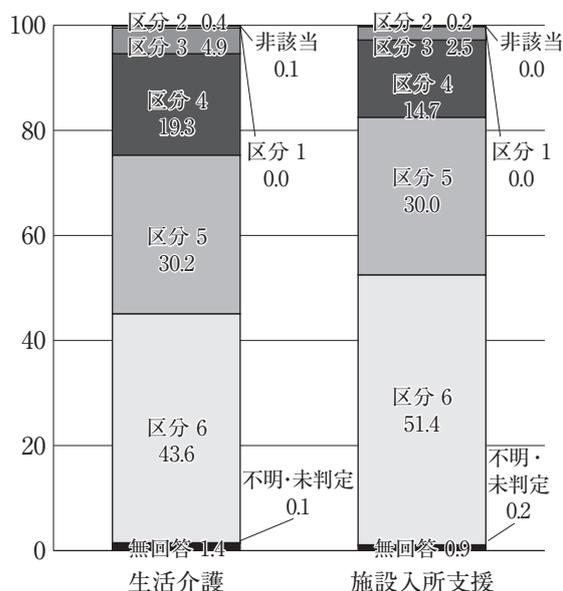
## 4. 障害支援区分等の状況

表32は障害支援区分の割合を示した表である。

表32 障害支援区分 (人・下段は%)

	生活介護 ※	施設入所 支援
非該当	60 0.1	14 0.0
区分1	14 0.0	19 0.0
区分2	491 0.4	161 0.2
区分3	5,602 4.9	1,666 2.5
区分4	21,885 19.3	9,893 14.7
区分5	34,290 30.2	20,195 30.0
区分6	49,524 43.6	34,530 51.4
不明・未判定	104 0.1	140 0.2
無回答	1,575 1.4	600 0.9
計	113,545 100	67,218 100
平均障害支援区分	5.1	5.3

図3 障害支援区分



※多機能型「生活介護」を含む

※平均障害支援区分の算出には非該当及び不明・未判定、無回答は含まず

施設入所支援の利用者数は67,218人（前年度65,094人）で、そのうち支援度が高いとされる区分6が51.4%（前年度51.0%）、区分5が30.0%（同29.9%）であり、区分5～6の合計が全体の81.4%（同80.9%）となっている。

生活介護の利用者数は113,545人（同109,181人）で、区分6が43.6%（同43.0%）、区分5が30.2%（同30.2%）であり、区分5～6の合計は73.8%（同73.3%）となっている。

区分5～6の合計は施設入所支援、生活介護ともに平成27年度から連続して増加している。

## 5. 療育手帳程度別在所者数

表33は、事業所を利用する者の療育手帳の程度を事業種別毎に示したものである。児童発達支援センターを利用する者の手帳不所持・不明の割合は53.2%と高く、他の事業に比べて突出している。児童発達支援センターにおいては、低年齢から利用されていることから、保護者の障害受容が不確かな時期でもあり、療育手帳所持に繋がっていないことが考えられる。

児童福祉法の障害児入所施設における最重度・重度の割合は、43.9%（前年度40.3%、前々年度41.1%）と減少傾向から増加に転じている。また、児童発達支援センターにおける最重度・重度の割合は、11.8%（前年度13.7%、前々年度13.4%）と微増傾向から減少に転じている。他方、障害者総合支援法の事業における最重度・重度の割合は、前年度調査と比較すると、就労継続支援A型が減少し

ており、自立訓練、就労移行支援、施設入所支援は増加している。

また、各事業における最重度・重度の割合をみると、生活介護が76.6%、施設入所支援が77.2%と、他の事業と比べて群を抜いて高かった。児童福祉法の障害児入所施設、児童発達支援センター、障害者総合支援法の自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型では、中軽度の割合が高く、特に障害者総合支援法の4事業のうち就労継続支援B型を除く3事業は70%以上となっている。

表33 療育手帳の状況

(人・下段は%)

療育手帳	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
最重度・重度	2,045 43.9	680 11.8	2,725 26.1		86,985 76.6	85 8.9	127 8.0	58 5.6	9,339 30.5	96,594 65.4	51,920 77.2	99,319 62.8
中軽度	2,333 50.1	1,995 34.6	4,328 41.5		20,230 17.8	687 71.6	1,148 72.6	788 76.3	17,186 56.2	40,039 27.1	12,753 19.0	44,367 28.1
不所持・不明	250 5.4	3,071 53.2	3,321 31.8		3,119 2.7	164 17.1	231 14.6	147 14.2	2,677 8.7	6,338 4.3	1,085 1.6	9,659 6.1
無回答	32 0.7	25 0.4	57 0.5		3,211 2.8	23 2.4	75 4.7	40 3.9	1,394 4.6	4,743 3.2	1,460 2.2	4,800 3.0
計	4,660 100	5,771 100	10,431 100		113,545 100	959 100	1,581 100	1,033 100	30,596 100	147,714 100	67,218 100	158,145 100

## 6. 身体障害の状況

表34 身体障害手帳の内訳

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
視覚	30 4.7	13 3.0	43 4.0		2,596 12.0	21 26.6	3 4.9	4 6.0	215 8.5	2,839 11.7	1,825 14.6	2,882 11.3
聴覚	49 7.7	44 10.0	93 8.7		2,069 9.6	9 11.4	7 11.5	13 19.4	298 11.8	2,396 9.8	1,490 11.9	2,489 9.8
平衡	2 0.3	1 0.2	3 0.3		472 2.2		2 3.3	1 1.5	21 0.8	496 2.0	283 2.3	499 2.0
音声・言語又は咀嚼機能	7 1.1	20 4.6	27 2.5		2,271 10.5	2 2.5	1 1.6	1 1.5	112 4.4	2,387 9.8	1,795 14.3	2,414 9.5
肢体不自由	207 32.5	319 72.8	526 49.0		14,008 64.8	43 54.4	42 68.9	36 53.7	1,474 58.4	15,603 64.0	7,503 59.9	16,129 63.4
内部障害	32 5.0	48 11.0	80 7.4		1,843 8.5	10 12.7	12 19.7	8 11.9	355 14.1	2,228 9.1	992 7.9	2,308 9.1
手帳所持者実数	636 13.6	438 7.6	1,074 10.3		21,631 19.1	79 8.2	61 3.9	67 6.5	2,524 8.2	24,362 16.5	12,535 18.6	25,436 16.1
現在員	4,660 100	5,771 100	10,431 100		113,545 100	959 100	1,581 100	1,033 100	30,596 100	147,714 100	67,218 100	158,145 100

表35 身体障害手帳程度別在籍者数

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	357 56.1	262 59.8	619 57.6		7,808 36.1	24 30.4	14 23.0	14 20.9	560 22.2	8,420 34.6	3,425 27.3	9,039 35.5
2級	155 24.4	104 23.7	259 24.1		5,784 26.7	31 39.2	18 29.5	15 22.4	652 25.8	6,500 26.7	3,532 28.2	6,759 26.6
3級	60 9.4	44 10.0	104 9.7		3,462 16.0	5 6.3	13 21.3	7 10.4	511 20.2	3,998 16.4	2,319 18.5	4,102 16.1
4級	30 4.7	12 2.7	42 3.9		2,421 11.2	12 15.2	10 16.4	11 16.4	349 13.8	2,803 11.5	1,833 14.6	2,845 11.2
5級	14 2.2	2 0.5	16 1.5		1,221 5.6		4 6.6	5 7.5	225 8.9	1,455 6.0	810 6.5	1,471 5.8
6級	20 3.1	14 3.2	34 3.2		935 4.3	6 7.6	1 1.6	7 10.4	227 9.0	1,176 4.8	616 4.9	1,210 4.8
不明・無回答						1 1.3	1 1.6	8 11.9		10 0.0		10 0.0
計(A)	636 100	438 100	1,074 100		21,631 100	79 100	61 100	67 100	2,524 100	24,362 100	12,535 100	25,436 100
現在員(B)	4,660	5,771	10,431		113,545	959	1,581	1,033	30,596	147,714	67,218	158,145
(A) / (B)	13.6	7.6	10.3		19.1	8.2	3.9	6.5	8.2	16.5	18.6	16.1

図4 身体障害者手帳保持者の障害内訳

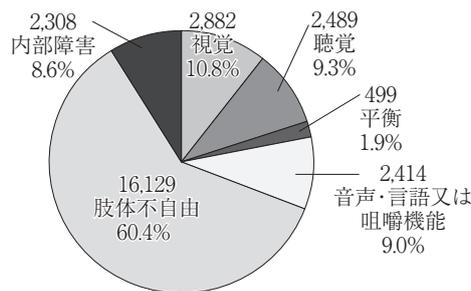


表34は、回答のあった3,415事業所の利用者158,145人における身体障害者手帳の所持状況及び内容を事業種別毎に整理したものである。

全利用者のうち身体障害者手帳を所持しているのは実数で25,436人、全利用者の16.1%と、約6人に1人は身体障害者手帳を持っていることになる。経年でみると、前年度15.8%、前々年度16.2%、と前年度僅かに減少したが再び増加に転じた。

手帳所持者の身体障害の内容は、肢体不自由が全体の63.4%と最も多く、事業種別毎にみても同様に肢体不自由が最も多い。「視覚」「聴覚」「音声・言語又は咀嚼機能」「内部障害」は10%程度、「平衡」は2.0%であり、前年度調査結果とあまり変わっていない。

表35は、身体障害の等級を事業種別毎に示したものである。1・2級は、就労移行支援で52.5%、就労継続支援A型で43.3%、就労継続支援B型で48.0%といずれも約半数を占めている。他は55%以上を占めており、特に児童発達支援センターでは83.6%、障害児入所施設は80.5%と高い数値を示している。

全体で、上位3位は1級、2級、3級の順となっているが、事業種別毎にみると自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、施設入所支援では1級と2級の1位2位が逆転している。また、日中活動事業種別で手帳所持者の割合をみると、最も多かったのは生活介護の19.1%で、他の日中活動事業種別と比較して高い数値を示している。

## 7. 精神障害の状況

表36 精神障害の状況

※重複計上（人・下段は％）

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
自閉スペクトラム症（広汎 性発達障害、自閉症など）	1,546 33.2	2,355 40.8	3,901 37.4		19,119 16.8	166 17.3	260 16.4	68 6.6	2,622 8.6	22,235 15.1	10,990 16.3	26,136 16.5
統合失調症	23 0.5		23 0.2		6,116 5.4	34 3.5	51 3.2	48 4.6	1,149 3.8	7,398 5.0	5,219 7.8	7,398 4.7
気分障害（周期性精神 病、うつ病性障害など）	20 0.4		20 0.2		1,974 1.7	28 2.9	37 2.3	28 2.7	423 1.4	2,490 1.7	1,681 2.5	2,510 1.6
てんかん性精神病	58 1.2	8 0.1	66 0.6		3,292 2.9	11 1.1	3 0.2	6 0.6	220 0.7	3,532 2.4	2,527 3.8	3,598 2.3
その他（強迫性、心因反 応、神経症様反応など）	47 1.0	20 0.3	67 0.6		2,420 2.1	7 0.7	26 1.6	12 1.2	265 0.9	2,730 1.8	2,126 3.2	2,797 1.8
現在員	4,660 100	5,771 100	10,431 100		113,545 100	959 100	1,581 100	1,033 100	30,596 100	147,714 100	67,218 100	158,145 100

表37 精神障害者保健福祉手帳の程度別在所者数

（人・下段は％）

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	19 22.9	1 8.3	20 21.1		1,007 44.0	9 6.2	13 5.4	7 6.6	194 12.0	1,230 28.0	632 44.6	1,250 27.9
2級	45 54.2	5 41.7	50 52.6		1,128 49.3	99 67.8	132 54.5	74 69.8	1,107 68.8	2,540 57.8	693 48.9	2,590 57.7
3級	19 22.9	6 50.0	25 26.3		153 6.7	38 26.0	97 40.1	25 23.6	309 19.2	622 14.2	93 6.6	647 14.4
計(A)	83 100	12 100	95 100		2,288 100	146 100	242 100	106 100	1,610 100	4,392 100	1,418 100	4,487 100
現在員(B)	4,660	5,771	10,431		113,545	959	1,581	1,033	30,596	147,714	67,218	158,145
(A) / (B)	1.8	0.2	0.9		2.0	15.2	15.3	10.3	5.3	3.0	2.1	2.8

表36は、現在員の中で精神障害の診断名がついている者の状況を、事業種別毎に整理したものである（複数計上あり）。「自閉スペクトラム症（広汎性発達障害、自閉症など）」が最も多く、全体で26,136人（16.5%）、次いで「統合失調症」が7,398人（4.7%）、「てんかん性精神病」3,598人（2.3%）、「その他（強迫性、心因反応、神経症様反応など）」2,797人（1.8%）、「気分障害（周期性精神病、うつ病性障害など）」2,510人（1.6%）の順となっている。この順位は過去4年間の調査と同様であった。

「自閉スペクトラム症（広汎性発達障害、自閉症など）」は、児童発達支援センターで40.8%、障害児入所施設では33.2%を占め、全体のなかで突出して高い割合を示しており、この点も、前年度調査と変わっていない。

表37は精神障害者保健福祉手帳所持者の実数を、事業種別と手帳の等級別に示したものである。手帳所持者の実数は4,487人と、現在員数に対する割合は2.8%であり、前年度、前々年度が2.7%と同率であったが0.1ポイント増加している。身体障害者手帳と比して精神障害者保健福祉手帳の所持者の割合が著しく低いことは変わっておらず、精神障害があってもすでに療育手帳を所持しており、新たに申請するケースが少ないことが身体障害者手帳所持者よりも低い割合の理由と考えられる。

各事業の現在員に占める手帳所持者の割合は、自立訓練15.2%（146人）、就労移行支援15.3%（242人）、

就労継続支援A型10.3%（106人）の3事業が他の事業より高くなっており、この傾向は前年度、前々年度調査と変わっていない。

## 8. 「てんかん」の状況

表38 「てんかん」の状況

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
「てんかん」として 現在服薬中のもの	910 19.5	258 4.5	1,168 11.2		33,027 29.1	81 8.4	82 5.2	55 5.3	3,515 11.5	36,760 24.9	21,409 31.9	37,928 24.0
現在員	4,660 100	5,771 100	10,431 100		113,545 100	959 100	1,581 100	1,033 100	30,596 100	147,714 100	67,218 100	158,145 100

表38は、現在員の中で「てんかん」として服薬中の者を事業種別毎に表したものである。現在員158,145人中37,928人（24.0%）と、約4人に1人が現在抗てんかん薬を服薬している。事業種別では、生活介護（29.1%）が最も高く、次いで障害児入所施設（19.5%）、就労継続支援B型（11.5%）となっている。また、施設入所支援（31.9%）も同様に高く、この傾向は前年度、前々年度調査と変わっていない。

## 9. 認知症の状況

表39 認知症の状況

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
医師により認知症と 診断されている人数					1,224 1.08	4 0.42	1 0.06	2 0.19	72 0.24	1,303 0.88	1,026 1.53	1,303 0.82
うちダウン症 の人数					383 31.3	1 25.0		1 50.0	21 29.2	406 31.2	306 29.8	406 31.2
医師以外の家族・支援員 等が認知症を疑う人数	1 0.02		1 0.01		1,871 1.65	1 0.10	1 0.06		100 0.33	1,973 1.34	1,565 2.33	1,974 1.25
うちダウン症 の人数					470 25.1		1 100		34 34.0	505 25.6	347 22.2	505 25.6
現在員	4,660 100	5,771 100	10,431 100		113,545 100	959 100	1,581 100	1,033 100	30,596 100	147,714 100	67,218 100	158,145 100

うちダウン症の人数の%は、上段の人数を母数にして算出

表39は、医師により認知症と診断されている人数及び医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数を事業種別毎に表したものである。

医師により認知症と診断されている人数は全体の0.82%（1,303人）であり、前年度の0.75%からさらに伸び（26年度の0.46%からは0.36ポイント増加）、年々認知症と診断されている人数が増えている。また、そのうちダウン症の割合が31.2%となっており、ダウン症は認知症発症に関連すると推測される。事業種別としては、生活介護が1.08%（1,224人）と最も高く、次いで自立訓練が0.42%（4人）となっていた。なお、認知症と診断されている利用者の78.7%は施設入所支援利用者となっていた。

医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数は全体の1.25%（1,974人）であり、前年度の1.22%

(1,854人) から微増となっている。また、前述同様、その内ダウン症の割合が25.6%と高い数値を示していた。事業種別としては生活介護が1.65% (1,871人) で最も高く、次いで就労継続支援B型が0.33% (100人) となっており、就労継続支援A型には対象者はいなかった。なお、認知症を疑う利用者の79.3%は施設入所支援利用者となっていた。

## 10. 触法障害者の状況

表40 矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退所・退院した利用者数

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)	当該設問	
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型				の回答施設数	うち施設入所支援
矯正施設	1		1		79	11	14	3	74	181	81	182	181	60
	3.4		3.4		54.5	73.3	87.5	75.0	72.5	64.2	57.0	58.5	65.6	66.7
うち3年以内	1		1		8	9	14		26	57	18	58	44	10
	100		100		10.1	81.8	100		35.1	31.5	22.2	31.9	24.3	16.7
更生保護施設					1	4	2		8	15	4	15	15	4
					0.7	26.7	12.5		7.8	5.3	2.8	4.8	5.4	4.4
うち3年以内					1	4	2		2	9	4	9	12	4
					100	100	100		25.0	60.0	100	60.0	80.0	100
指定入院医療機関	28		28		65			1	20	86	57	114	80	26
	96.6		96.6		44.8			25.0	19.6	30.5	40.1	36.7	29.0	28.9
うち3年以内	20		20		26				15	41	21	61	52	15
	71.4		71.4		40.0				75.0	47.7	36.8	53.5	65.0	57.7
計(A)	29		29		145	15	16	4	102	282	142	311	276	90
	100		100		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
うち3年以内	21		21		35	13	16		43	107	43	128	108	29
	72.4		72.4		24.1	86.7	100		42.2	37.9	30.3	41.2	39.1	32.2
現在員(B)	4,660	5,771	10,431		113,545	959	1,581	1,033	30,596	147,714	67,218	158,145	3,415	34,152は本調査全体の回答施設数
(A)/(B)	0.62		0.28		0.13	1.56	1.01	0.39	0.33	0.19	0.21	0.20	8.08	

矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院をさす  
うち3年以内の人数の%は、上段の人数を母数にして算出

表40は、現在員の中で、矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退院・退所した利用者数を示したものである。利用者数は311人（前年度353人）で、全利用者の0.20%であり、前年度（0.23%）と比べて0.03ポイント下がった。また、事業箇所数は276カ所で、全事業所の8.08%であり、前年度（9.05%）と比べて0.97ポイント下がった。

障害者総合支援法に基づく事業種別毎にみると、自立訓練（1.56%）での受け入れが最も高率であったが、前年度（1.63%）と比べて0.07ポイント下がった。次いで、就労移行支援（1.01%）、障害児入所施設（0.62%）の順であった。一方、地域生活移行個別支援特別加算の対象である施設入所支援での受け入れについては0.21%（前年度0.22%）に留まっていた。また、地域生活移行個別支援特別加算の対象となりうる利用3年以内の人は、自立訓練で15人中13人（86.7%）、施設入所支援で142人中43人（30.3%）であった。

矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関別にみると、全体では「矯正施設」（58.5%）が最も高率で、次いで「指定入院医療機関」（36.7%）、「更生保護施設」（4.8%）の順であったが、障害児入所施設においては「指定入院医療機関」（96.6%）が最も高率であった。

表41 地域生活移行個別支援特別加算を受けている利用者数

(下段は%)

	自立訓練 (宿泊型)	施設入所 支援	計
人数	1 0.26	10 0.01	11 0.02
該当事業種別の現在員	392	67,218	67,610
対象者のいる施設数	1 4.55	9 0.70	10 0.77
該当事業種別の施設数	22	1,281	1,303

※地域生活移行個別支援特別加算の対象及び対象だった利用者11人は、該当事業種別の現在員67,610人の0.02%にあたる。

※上記利用者のいる10施設は、該当事業種別の施設数1,303施設の0.77%にあたる。

表41は、施設入所支援及び自立訓練（宿泊型）において、地域生活移行個別支援特別加算を受けている利用者数を示したものである。加算の対象者は11人（前年度17人）で該当事業種別の現在員の0.02%であり、前年度（0.03%）と比べて0.01ポイント下がった。対象者のいる施設数は10カ所で、該当事業種別の施設数の0.77%（前年度1.20%）であった。なお、自立訓練（宿泊型）では4.55%（前年度13.64%）が加算を受けており、22.0カ所に1カ所は加算対象者を受け入れていることがわかる。また、地域生活移行個別支援特別加算の対象となりうる利用3年以内の人（表40）のうち、自立訓練で13人中1人（7.69%）、施設入所支援で43人中10人（23.26%）が加算の対象であった。利用3年以内の人のうち80.36%の人が、何らかの理由で加算を受けていない。

## 11. 支援度

支援度は、表42〈支援度の指標〉をもとに、「常時全ての面で支援が必要」とする1級から、「ほとんど支援の必要がない」とする5級まで、支援の必要な度合いを1級刻みの5段階で評価したもので、表43-1～表43-3は日常生活面、行動面、保健面の3つの側面について、それぞれに支援度を集計したものである。

表42 <支援度の指標>

支援の程度 項目	1 級 常時全ての面で 支援が必要	2 級 常時多くの面で 支援が必要	3 級 時々又は一時的 にあるいは一部 支援が必要	4 級 点検、注意又は 配慮が必要	5 級 ほとんど支援の 必要がない
日常生活面	基本的な生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的な生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面での介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分なため、一部介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的な生活習慣はほとんど形成されている、自主的な生活態度の養成が必要。
行動面	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し、多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。
保健面	身体健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的精神変調がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。

表43-1 支援度-日常生活面-

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1 級	755	378	1,133		22,315	9		1	175	22,500	15,130	23,633
	16.2	6.5	10.9		19.7	0.9		0.1	0.6	15.2	22.5	14.9
2 級	881	1,657	2,538		36,874	48	40	23	1,661	38,646	23,610	41,184
	18.9	28.7	24.3		32.5	5.0	2.5	2.2	5.4	26.2	35.1	26.0
3 級	1,172	1,959	3,131		33,519	289	217	108	7,167	41,300	19,385	44,431
	25.2	33.9	30.0		29.5	30.1	13.7	10.5	23.4	28.0	28.8	28.1
4 級	993	1,056	2,049		15,123	366	566	322	11,403	27,780	7,327	29,829
	21.3	18.3	19.6		13.3	38.2	35.8	31.2	37.3	18.8	10.9	18.9
5 級	528	441	969		3,546	245	682	576	9,163	14,212	1,368	15,181
	11.3	7.6	9.3		3.1	25.5	43.1	55.8	29.9	9.6	2.0	9.6
不明	331	280	611		2,168	2	76	3	1,027	3,276	398	3,887
	7.1	4.9	5.9		1.9	0.2	4.8	0.3	3.4	2.2	0.6	2.5
計	4,660	5,771	10,431		113,545	959	1,581	1,033	30,596	147,714	67,218	158,145
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表43-2 支援度－行動面－

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	867	430	1,297		19,407	9	1	2	232	19,651	13,023	20,948
	18.6	7.5	12.4		17.1	0.9	0.1	0.2	0.8	13.3	19.4	13.2
2級	984	1,813	2,797		31,942	59	35	28	1,946	34,010	20,423	36,807
	21.1	31.4	26.8		28.1	6.2	2.2	2.7	6.4	23.0	30.4	23.3
3級	1,455	1,987	3,442		37,547	359	371	155	9,485	47,917	22,747	51,359
	31.2	34.4	33.0		33.1	37.4	23.5	15.0	31.0	32.4	33.8	32.5
4級	709	881	1,590		16,705	275	510	277	9,803	27,570	8,641	29,160
	15.2	15.3	15.2		14.7	28.7	32.3	26.8	32.0	18.7	12.9	18.4
5級	339	379	718		5,442	254	596	569	8,030	14,891	1,767	15,609
	7.3	6.6	6.9		4.8	26.5	37.7	55.1	26.2	10.1	2.6	9.9
不明	306	281	587		2,502	3	68	2	1,100	3,675	617	4,262
	6.6	4.9	5.6		2.2	0.3	4.3	0.2	3.6	2.5	0.9	2.7
計	4,660	5,771	10,431		113,545	959	1,581	1,033	30,596	147,714	67,218	158,145
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表43-3 支援度－保健面－

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	395	71	466		6,746	2		6	86	6,840	5,085	7,306
	8.5	1.2	4.5		5.9	0.2		0.6	0.3	4.6	7.6	4.6
2級	254	126	380		18,751	17	5	5	656	19,434	13,276	19,814
	5.5	2.2	3.6		16.5	1.8	0.3	0.5	2.1	13.2	19.8	12.5
3級	822	248	1,070		37,112	138	109	47	4,277	41,683	23,535	42,753
	17.6	4.3	10.3		32.7	14.4	6.9	4.5	14.0	28.2	35.0	27.0
4級	1,993	679	2,672		39,430	463	442	302	12,291	52,928	22,561	55,600
	42.8	11.8	25.6		34.7	48.3	28.0	29.2	40.2	35.8	33.6	35.2
5級	946	4,358	5,304		8,717	334	946	671	12,130	22,798	2,130	28,102
	20.3	75.5	50.8		7.7	34.8	59.8	65.0	39.6	15.4	3.2	17.8
不明	250	289	539		2,789	5	79	2	1,156	4,031	631	4,570
	5.4	5.0	5.2		2.5	0.5	5.0	0.2	3.8	2.7	0.9	2.9
計	4,660	5,771	10,431		113,545	959	1,581	1,033	30,596	147,714	67,218	158,145
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

児童福祉法における障害児入所施設・児童発達支援センターの場合、日常生活面は1, 2, 3級を合わせると65.2%, 行動面についても同級合計が72.2%となり、支援度が高いことがわかる。また保健面については、障害児入所施設では4級(42.8%)が最も高率であり、比較的支援度は低いものの、服薬等に対する配慮が必要な児童が多いことがわかる。児童発達支援センターでは5級(75.5%)が最も高率となっており、これらの傾向は例年と変化はみられない。

障害者総合支援法による事業は、各事業の利用対象者を明確にしていることから、事業間の支援度に顕著な相違がみられた。

日常生活面をみると、生活介護が1, 2, 3級の合計が全体の8割を超え支援度の高さが顕著であるのに対して、自立訓練を除いた就労系の3事業においては4, 5級が多数を占めていた。また1～2級の総数、割合は前年度と大差なく、どの事業においても日常生活面において重度化の傾向にあることがうかがえる。

また施設入所支援では、支援度の高い1, 2級の割合が他の事業に比して、日常生活面、行動面、保健面ともに高率となっていた。

## 12. 医療的ケアの実施状況

表44は事業所内における医療的ケアの実施状況を示したものであり、延べ5,383人（3.40%）が医療的ケアを必要としている。

障害者総合支援法による事業は、各事業の利用対象者を明確にしていることから、事業間の医療的ケアの実施状況において顕著な相違がみられた。

生活介護においては、「カテーテルの管理」が最も高く0.60%（683人）、次いで「経管栄養の注入・水分補給」0.55%（627人）、「喀痰吸引」0.55%（621人）となっていた。一方、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型においては、糖尿病によるインシュリン療法の支援等一部存在しているものの、医療的ケアはほとんど必要とされていないことがうかがえる。

障害児入所施設では、「経管栄養の注入・水分補給」が最も高く4.18%（195人）となっており、次いで「喀痰吸引」が3.37%（157人）、「気管切開の管理」が1.59%（74人）となっていた。また、児童発達支援センターでは、「経管栄養の注入・水分補給」が最も高く0.83%（48人）、次いで「喀痰吸引」が0.57%（33人）となっており、障害児入所施設同様、高度な医療的ケアが提供されていることがわかる。

表44 医療的ケアの実施状況

(上段は延べ人数・中段は該当者計の％・下段は事業種別全利用者数の％)

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
点滴の管理 (持続的)					5 0.1 0.00					5 0.1 0.00	1 0.0 0.00	5 0.1 0.00
中心静脈栄養 (ポートも含む)	1 0.2 0.02	3 1.9 0.05	4 0.5 0.04		4 0.1 0.00					4 0.1 0.00	2 0.1 0.00	8 0.1 0.01
ストーマの管理 (人工肛門・人 膀胱)	9 1.4 0.19	3 1.9 0.05	12 1.5 0.12		299 6.7 0.26			1 50.0 0.10	15 12.0 0.05	315 6.9 0.21	237 9.5 0.35	327 6.1 0.21
酸素療法	65 10.0 1.39	18 11.6 0.31	83 10.3 0.80		153 3.4 0.13	1 11.1 0.10			4 3.2 0.01	158 3.5 0.11	64 2.6 0.10	241 4.5 0.15
吸入	43 6.6 0.92	7 4.5 0.12	50 6.2 0.48		218 4.9 0.19				10 8.0 0.03	228 5.0 0.15	77 3.1 0.11	278 5.2 0.18
人工呼吸器の管 理(侵襲、非侵 襲含む)	47 7.2 1.01	5 3.2 0.09	52 6.4 0.50		57 1.3 0.05					57 1.2 0.04	4 0.2 0.01	109 2.0 0.07
気管切開の管理	74 11.3 1.59	24 15.5 0.42	98 12.1 0.94		181 4.1 0.16					181 4.0 0.12	5 0.2 0.01	279 5.2 0.18
喀痰吸引 (口腔・鼻腔・ カニューレ内)	157 24.1 3.37	33 21.3 0.57	190 23.5 1.82		621 14.0 0.55					621 13.6 0.42	135 5.4 0.20	811 15.1 0.51
経管栄養の注入・水 分補給(胃ろう・腸 ろう・経鼻経管栄養)	195 29.9 4.18	48 31.0 0.83	243 30.1 2.33		627 14.1 0.55				1 0.8 0.00	628 13.7 0.43	113 4.5 0.17	871 16.2 0.55
インシュリン療 法	9 1.4 0.19	2 1.3 0.03	11 1.4 0.11		274 6.2 0.24	8 88.9 0.83	1 100 0.06	1 50.0 0.10	62 49.6 0.20	346 7.6 0.23	180 7.2 0.27	357 6.6 0.23
導尿	24 3.7 0.52	8 5.2 0.14	32 4.0 0.31		331 7.5 0.29				15 12.0 0.05	346 7.6 0.23	241 9.7 0.36	378 7.0 0.24
カテーテルの管 理(コンドーム・ 留置・膀胱ろう)	14 2.1 0.30	2 1.3 0.03	16 2.0 0.15		683 15.4 0.60				12 9.6 0.04	695 15.2 0.47	588 23.6 0.87	711 13.2 0.45
摘便	8 1.2 0.17	2 1.3 0.03	10 1.2 0.10		497 11.2 0.44				2 1.6 0.01	499 10.9 0.34	453 18.2 0.67	509 9.5 0.32
じょく瘡の処置	5 0.8 0.11		5 0.6 0.05		455 10.3 0.40				4 3.2 0.01	459 10.0 0.31	368 14.8 0.55	464 8.6 0.29
疼痛の管理 (がん末期のペイ ンコントロール)	1 0.2 0.02		1 0.1 0.01		34 0.8 0.03					34 0.7 0.02	20 0.8 0.03	35 0.7 0.02
計	652 100 13.99	155 100 2.69	807 100 7.74		4,439 100 3.91	9 100 0.94	1 100 0.06	2 100 0.19	125 100 0.41	4,576 100 3.10	2,488 100 3.70	5,383 100 3.40
全利用者実数	4,660 100	5,771 100	10,431 100		113,545 100	959 100	1,581 100	1,033 100	30,596 100	147,714 100	67,218 100	158,145 100

### 13. 複数事業利用者の状況

表45は、児童発達支援センター及び日中活動事業の利用者で、定期的に複数の事業もしくは同一事業を複数個所で利用している者の状況を調査したものである。

児童発達支援センター及び日中活動事業利用者全体の6.8%が、複数の事業もしくは同一事業を複数個所で利用しており、前年度（6.9%）とほぼ同率となっている。事業種別毎にみると、児童発達支援センターで現在員の27.1%（1,565人）となっており、4人に1人以上が幼稚園や保育園を併用していることがわかる。また障害者総合支援法に基づく事業においては、全体で6.0%と前年度（6.2%）より0.2ポイント減っている。また事業種別毎でみると生活介護6.9%（前年度6.9%）と就労継続B型3.2%（同3.5%）で前年度とほぼ同割合であるが、それ以外の事業においては自立訓練が3.2%（31人）で前年度8.7%（91人）、就労移行が0.9%（14人）で同3.8%（62人）、就労継続A型が2.9%（30人）で同6.1%（67人）と割合、実数ともに大幅に減少している。

表45 複数事業利用者数

	児童福祉法(I) 児童発達支援センター	障害者総合支援法							計(II)	合計 (I+II)
		日中系(単独・多機能含む)								
		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
複数事業 利用人数	1,565		7,860	31	14	30	974	8,909	10,474	
人 %	27.1		6.9	3.2	0.9	2.9	3.2	6.0	6.8	
複数利用ありの 事業所数	84		1,132	10	5	1	282	1,430	1,514	
現在員	5,771	0	113,545	959	1,581	1,033	30,596	147,714	153,485	

### 14. 日中活動利用者の生活の場の状況

表46は、日中活動利用者の生活の場の状況を示したものである。全体では「施設入所支援」の割合が最も高く37.6%（前年度36.6%）、次いで「家庭」からの通所者が35.3%（同35.2%）と両項目合計で全体の7割以上を占める。また「グループホーム・生活寮等」の利用者数の割合は14.8%（同14.0%）と前年度より0.8ポイントの増加となっている。なお、「施設入所支援」においては、事業の特性上、生活介護が47.7%と最も高率となっていた。

一方、事業種別毎にみると生活介護以外の4事業においてはすべて「家庭」からの通所者が最も高率であり、就労系の3事業については、「グループホーム・生活寮等」からの通勤割合も高くなっている。

表46 日中活動利用者の生活の場の状況

(人・下段は%)

	障害者総合支援法						計
	日中系(単独・多機能含む)						
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型	
家庭		31,767 28.0	302 31.5	1,093 69.1	494 47.8	18,444 60.3	52,100 35.3
アパート等		498 0.4	22 2.3	50 3.2	111 10.7	1,012 3.3	1,693 1.1
グループホーム ・生活寮等		12,568 11.1	47 4.9	201 12.7	417 40.4	8,603 28.1	21,836 14.8
自立訓練 (宿泊型)		62 0.1	36 3.8	5 0.3		51 0.2	154 0.1
福祉ホーム		138 0.1		1 0.1	1 0.1	88 0.3	228 0.2
施設入所支援		54,188 47.7	120 12.5	120 7.6		1,142 3.7	55,570 37.6
その他		518 0.5	12 1.3	7 0.4	1 0.1	143 0.5	681 0.5
不明・無回答		13,806 12.2	420 43.8	104 6.6	9 0.9	1,113 3.6	15,452 10.5
計		113,545 100	959 100	1,581 100	1,033 100	30,596 100	147,714 100

## 15. 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況

表47は、施設入所支援利用者の日中活動の場の状況を示したものであるが、突出して高いのは「同一法人敷地内で活動」の90.2%であった。同項目では概ね90%前後の高率が続いており、大きな変化はみられない。

表47 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況

	人数	%
同一法人敷地内で活動	60,644	90.2
同一法人で別の場所(敷地外)で活動	2,505	3.7
他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動	373	0.6
その他の日中活動事業所等で活動	107	0.2
不明・無回答	3,589	5.3
計	67,218	100

## 16. 成年後見制度の利用状況

表48は、成年後見制度の利用状況を示したものである。成年後見制度を利用しているのは16,853人で前年(15,989人)より864人の増加がみられ、全事業所の現在員(158,145人)の10.7%で前年度(10.5%)、前々年度(9.5%)と年々増加傾向にあり、制度利用が進んでいることがうかがえる。事業種別毎にみると、施設入所支援(20.6%)での利用が最も高率で、次いで生活介護(13.7%)、就労継続支援B型(4.0%)の順であった。また、成年後見制度の類型毎にみると「後見」(93.0%)が最も高率で、次いで「保佐」(6.2%)、「補助」(0.8%)の順であった。障害児入所施設では、全員が「後見」であった。

表48 成年後見制度の利用状況

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法					計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)	
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型				就労継続 B型
後見	57 100		57 100		14,738 95.1	13 59.1	19 67.9	17 56.7	828 68.0	15,615 93.0	13,257 95.9	15,672 93.0
保佐					670 4.3	9 40.9	8 28.6	11 36.7	349 28.7	1,047 6.2	481 3.5	1,047 6.2
補助					91 0.6		1 3.6	2 6.7	40 3.3	134 0.8	82 0.6	134 0.8
計(A)	57 100		57 100		15,499 100	22 100	28 100	30 100	1,217 100	16,796 100	13,820 100	16,853 100
現在員(B)	4,660	5,771	10,431		113,545	959	1,581	1,033	30,596	147,714	67,218	158,145
(A) / (B)	1.2		0.5		13.7	2.3	1.8	2.9	4.0	11.4	20.6	10.7

## 17. 入退所の状況

表49は、2020年度（2020年4月1日～2021年3月31日の1年間）における新規利用者総数と新規利用率（入所率）を示したものである。1年間の新規利用者数（入所者数）は全体で10,753人、新規利用率（入所率）は6.9%であったが、前年度（7.4%）と比べて0.5ポイント下がった。

事業種別毎にみると、児童発達支援センターはその特性から52.2%と他事業に比して高く、利用期限のない生活介護（3.9%）、就労継続支援B型（6.5%）、就労継続支援A型（8.0%）は、利用が有期限である就労移行支援（37.2%）、自立訓練（31.5%）と比べると低率であった。また、居住の場である障害児入所施設は12.5%、施設入所支援は3.0%であり、障害児入所施設の方が高率であった。

表50は、2020年度における退所者総数と退所率を示したものである。1年間の退所者数は全体で9,962人、退所率は5.9%であったが、前年度（6.1%）と比べて0.2ポイント下がった。事業種別毎にみると、就労移行支援の退所率（33.4%）が最も高率で、次いで、自立訓練（32.7%）、児童発達支援センター（28.7%）の順であった。生活介護（3.3%）と施設入所支援（3.2%）は他事業に比して低率であった。

表49 新規利用者総数と入所率

施設種別	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法					計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)	
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型				就労継続 B型
入所者総数(人)	766	2,396	3,162		4,292	447	842	95	1,915	7,591	2,119	10,753
入所率(%)	12.5	52.2	29.5		3.9	31.5	37.2	8.0	6.5	5.2	3.0	6.9

※新規利用者（入所率）=新規利用者総数/定員×100

表50 退所者総数と退所率

施設種別	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法					計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)	
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型				就労継続 B型
入所者総数(人)	863	2,321	3,184		3,818	467	792	83	1,618	6,778	2,222	9,962
退所率(%)	15.6	28.7	23.4		3.3	32.7	33.4	7.4	5.0	4.4	3.2	5.9

※退所率=退所者数/(現員+退所者数)×100

(1) 入所前の状況

表51は、2020年度（2020年4月1日～2021年3月31日の1年間）における新規利用者の入所前（利用前）の生活の場を示したものである。全体では「家庭」（73.1％）が最も高率であり、前年度（71.8％）と比べて1.3ポイント上がった。次いで「グループホーム・生活寮等」（9.1％）、「施設入所支援」（5.9％）の順であった。

児童発達支援センターも含めた日中活動事業では、どの種別においても「家庭」が最も高率であり、児童発達支援センターでは99.3％が「家庭」であった。就労移行支援や就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護では「家庭」に次いで「グループホーム・生活寮等」が、自立訓練では「家庭」に次いで「児童養護施設」が高率であった。入所系事業でみると、障害児入所施設では「家庭」（73.6％）に次いで「児童養護施設」（8.9％）が高率であったが、施設入所支援では、「家庭」（43.3％）に次いで「施設入所支援」（19.4％）が高率であった。

表51 入所前の状況 ー生活の場ー

(%)

入所前の生活の場	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
1. 家庭(親・きょうだいと同居)	73.6	99.3	93.1		60.4	68.0	77.4	63.2	68.4	64.8	43.3	73.1
2. アパート等(主に単身)					1.3	2.9	3.7	4.2	5.4	2.7	1.1	1.9
3. グループホーム・生活寮等	0.4		0.1		13.3	4.5	9.0	16.8	15.0	12.8	15.4	9.1
4. 社員寮・住み込み等					0.1	0.2			1.1	0.2	0.1	0.1
5. 職業能力開発校寄宿舎												
6. 特別支援学校寄宿舎	0.1		0.0		1.1	4.5	1.7		1.3	1.4	1.7	1.0
7. 障害児入所施設(福祉型・医療型)	4.7		1.2		3.7	4.9	0.8	1.1	0.6	2.6	7.0	2.2
8. 児童養護施設	8.9	0.5	2.5		0.3	6.0	1.0		0.2	0.7	0.8	1.2
9. 乳児院	2.9	0.2	0.8									0.2
10. 児童自立支援施設	1.2		0.3		0.1	0.2	0.1			0.1	0.2	0.1
11. 知的障害者福祉ホーム					0.1		0.2	1.1	0.3	0.2	0.1	0.1
12. 救護施設	0.1		0.0		0.1		0.1	1.1	0.3	0.2	0.2	0.1
13. 老人福祉・保健施設					0.1					0.1	0.1	0.1
14. 一般病院・老人病院	0.9		0.2		0.8	0.2			0.1	0.5	1.0	0.4
15. 精神科病院	3.3		0.8		3.5	2.9	0.4		2.5	2.8	6.6	2.2
16. 施設入所支援	0.8		0.2		12.1	3.6	3.9		3.0	8.3	19.4	5.9
17. 自立訓練(宿泊型)					0.2	0.2	0.4		0.6	0.3	0.4	0.2
18. 少年院・刑務所等の矯正施設	0.1		0.0			1.1	1.1		0.6	0.4	0.3	0.3
19. その他・不明	3.0		0.7		1.2	0.7	0.2	1.1	0.4	0.9	2.3	0.8
不明					1.4			10.5	1.1	1.2		0.9
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表52は、1年間の新規利用者の入所前（利用前）の活動の場を示したものである。全体では「特別支援学校（高等部含む）」（19.2%）が最も高率で、次いで「生活介護」（18.5%）、「家庭のみ」（15.7%）の順であった。事業別にみると、生活介護では同じ事業種別からの移行が他に比して高率であった。同事業種別の他事業所からの新規利用が背景として考えられる。また、就労継続支援A型は、「一般就労」（18.9%）からの移行が他に比して高率になっており、事業の特性が反映されていた。自立訓練や就労移行支援、就労継続支援B型は、「特別支援学校（高等部含む）」からの新規利用が他に比して高率であった。

表52 入所前の状況 ー活動の場等ー

(%)

入所前 の活動の場等	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭のみ	4.6	34.6	27.4		8.3	15.0	12.1	10.5	15.1	10.9	7.6	15.7
2. 一般就労					0.8	12.5	19.0	18.9	9.8	6.0	1.1	4.2
3. 福祉作業所	0.1		0.0		2.1	1.1	1.0	1.1	2.2	1.9	2.7	1.4
4. 職業能力開発校						0.2	0.5	3.2	0.2	0.1	0.0	0.1
5. 特別支援学校 (高等部含む)	29.2		7.1		22.0	38.9	29.1	8.4	24.3	24.2	7.3	19.2
6. 小中学校 (普通学級)	4.6		1.1				0.2			0.1		0.4
7. 小中学校(特 別支援学級)	38.5	0.2	9.5		1.1	1.6	2.6	8.4	0.7	1.3	1.0	3.7
8. その他の学校	1.0	0.1	0.3		0.1	2.7	3.6	1.1	0.2	0.7	0.1	0.6
9. 保育所・幼 稚園	5.6	34.8	27.7									8.2
10. 障害児入所施設 (福祉型・医療型)	1.6	1.0	1.1		2.1	0.4			0.2	1.2	3.4	1.2
11. 児童発達支援センター・ 児童発達支援事業等	1.4	27.2	20.9									6.2
12. 児童養護施設	2.0	0.4	0.8		0.1	0.2	0.4			0.1	0.2	0.3
13. 乳児院	2.6	0.2	0.8									0.2
14. 救護施設	0.1		0.0		0.1		0.1		0.3	0.1	0.2	0.1
15. 老人福祉・ 保健施設					0.3		0.1		0.1	0.2	0.2	0.1
16. 一般病院・老 人病院(入院)	0.8		0.2		0.9		0.2		0.3	0.6	1.4	0.5
17. 精神科病院 (入院)	2.9		0.7		3.4	2.9	0.5		2.0	2.6	6.0	2.1
18. 療養介護											0.1	0.0
19. 生活介護	0.3		0.1		44.2	2.7	0.2		4.1	26.2	53.9	18.5
20. 自立訓練	0.1		0.0		0.6	3.8	10.6		2.6	2.4	1.2	1.7
21. 就労移行支援					0.2	2.9	6.4	13.7	8.0	3.2	0.3	2.3
22. 就労継続支援 A型					0.2	1.8	1.5	12.6	3.6	1.5	0.4	1.0
23. 就労継続支援 B型					10.5	6.7	8.4	15.8	23.1	13.3	7.4	9.4
24. 地域活動支援 センター等					0.9	0.7	0.5	1.1	0.9	0.8	0.5	0.6
25. 少年院・刑務所 等の矯正施設						0.9	1.0		0.6	0.3	0.3	0.2
26. その他・不明	0.8	1.0	0.9		1.9	1.8	1.7	5.3	1.8	1.9	2.3	1.6
不明	3.8	0.5	1.3			3.1	0.4			0.2	1.9	0.5
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

(2) 退所後の状況

表53は、退所後の生活の場を示したものである。全体では「家庭（親・きょうだいと同居）」（48.6%）が最も高率であり、前年度（47.7%）と比べて0.9ポイント上がった。次いで「グループホーム・生活寮等」（15.9%）、「施設入所支援」（11.2%）の順であった。施設入所支援から「グループホーム・生活寮等」、「社員寮・住み込み等」、「アパート等」に移った人は合わせて13.8%であり、前年度（14.8%）と比べ1.0ポイント下がった。また、施設入所支援から「一般病院・老人病院」（13.2%）と「老人福祉・保健施設」（10.8%）への移行は合わせて24.0%であり、前年度（22.9%）より1.1ポイント上がった。障害児入所施設では「グループホーム・生活寮等」（35.3%）が最も高率であり、「家庭」（26.1%）、「施設入所支援」（24.1%）の順であった。

退所後の生活の場が「精神科病院（入院）」である人は全体の1.6%であり、そのうち生活介護及び施設入所支援が他事業種別に比して高率であった。「死亡退所」は全体の10.4%であったが、前年度（10.7%）と比べて0.3ポイント下がった。生活介護では退所者の約4人に1人が、施設入所支援では退所者の約2.7人に1人が死亡退所であった。

表53 退所後の状況 ー生活の場ー

(%)

退所後の生活の場	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
1. 家庭（親・きょうだいと同居）	26.1	99.0	79.2		18.1	39.6	73.9	62.7	50.0	34.3	5.9	48.6
2. アパート等（主に単身）	0.5		0.1		0.9	6.2	4.2	14.5	7.4	3.3	0.4	2.3
3. グループホーム・生活寮等	35.3		9.6		15.0	37.9	15.0	18.1	24.0	18.8	13.4	15.9
4. 社員寮・住み込み等	0.5		0.1			0.2	1.8		0.1	0.2		0.2
5. 職業能力開発校寄宿舎	0.3		0.1									0.0
6. 特別支援学校寄宿舎	0.3		0.1									0.0
7. 障害児入所施設（福祉型・医療型）	5.0	0.3	1.6		0.5	1.3	0.1		0.2	0.4	0.7	0.8
8. 児童養護施設	0.5	0.3	0.4			0.2						0.1
9. 知的障害者福祉ホーム	0.2		0.1		0.1	0.4	0.1			0.1		0.1
10. 救護施設					0.1				0.1	0.1		0.1
11. 老人福祉・保健施設	0.1		0.0		7.8	0.9			1.7	4.9	10.8	3.3
12. 一般病院・老人病院	0.2		0.1		8.4				1.1	5.0	13.2	3.4
13. 精神科病院	0.8		0.2		2.9	2.4	0.3	1.2	1.8	2.3	4.5	1.6
14. 施設入所支援	24.1	0.1	6.6		18.8	9.2	2.1	2.4	8.0	13.4	13.4	11.2
15. 自立訓練（宿泊型）	1.6		0.4		0.1	1.5	0.6		0.6	0.3	0.1	0.4
16. 少年院・刑務所等の矯正施設	0.3		0.1				0.1		0.3	0.1		0.1
17. その他・不明	1.6	0.1	0.5		0.8	0.2	0.5		0.9	0.8	0.6	0.7
18. 死亡退所	1.5	0.1	0.5		25.1			1.2	3.9	15.1	37.1	10.4
不明	0.9		0.3		1.2		1.3			0.8		0.7
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

退所後の活動の場（表54）について、全体では「生活介護」（21.4％）が最も高率であり、前年度（21.2％）より0.2ポイント上がった。次いで「死亡退所」（10.4％）、「就労継続支援B型」（9.8％）の順であった。生活介護と就労継続支援B型の退所後の活動の場は、同じ事業が最も高率であった。同業他所への新規利用が背景として考えられる。

障害児入所施設では「生活介護」（32.2％）が最も高率であったが、前年度（33.6％）と比べて1.4ポイント下がった。次いで「就労継続支援B型」（15.2％）、「一般就労」（9.8％）、「特別支援学校（高等部含む）」（8.2％）の順であった。障害福祉サービスへの移行だけではない様子がうかがわれた。児童発達支援センターでは「特別支援学校（高等部含む）」（30.0％）が最も高率であったが、前年度（31.2％）と比べて1.2ポイント下がった。次いで「小中学校（特別支援学級）」（26.8％）、「保育所・幼稚園」（25.9％）の順であった。

退所後の活動の場のうち「一般就労」の内訳をみると、事業の特性からか就労移行支援（55.6％）が最も高率で、次いで自立訓練（36.4％）、就労継続支援A型（21.7％）の順であった。

表54 退所後の状況 —活動の場等—

(%)

退所後の活動の場等	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭のみ	2.5	0.9	1.4		4.1	5.4	4.9	18.1	13.2	6.6	2.2	4.9
2. 一般就労	9.8		2.7		0.3	36.4	55.6	21.7	9.2	11.7	1.2	8.8
3. 福祉作業所・ 小規模作業所	4.9	0.1	1.4		0.8	2.6	0.4	4.8	2.1	1.2	0.5	1.3
4. 職業能力開発校	0.3		0.1				0.1	1.2	0.2	0.1		0.1
5. 特別支援学校 (高等部含む)	8.2	30.0	24.1				0.9		0.1	0.1		7.8
6. 小中学校 (普通学級)	1.0	5.7	4.5									1.4
7. 小中学校(特 別支援学級)	5.3	26.8	21.0			0.2						6.7
8. その他の学校	1.3	1.0	1.1			0.2	0.1		0.1	0.1		0.4
9. 保育所・幼稚園	0.8	25.9	19.1		0.1							6.1
10. 障害児入所施設 (福祉型・医療型)	1.3	0.4	0.6		0.5	1.3			0.2	0.4	0.2	0.5
11. 児童発達支援センター・ 児童発達支援事業等		8.7	6.3									2.0
12. 児童養護施設												
13. 救護施設					0.1				0.2	0.1		0.1
14. 老人福祉・ 保健施設	0.1		0.0		8.6	0.9			3.0	5.6	9.9	3.8
15. 一般病院・老 人病院(入院)	0.2		0.1		7.8				0.9	4.6	12.2	3.2
16. 精神科病院 (入院)	0.8		0.2		3.2	1.9	0.9	2.4	2.6	2.7	4.4	1.9
17. 療養介護	0.5		0.1		1.0				0.5	0.7	1.5	0.5
18. 生活介護	32.2		8.7		37.4	4.9	1.1	2.4	24.0	27.3	23.3	21.4
19. 自立訓練	2.1		0.6		0.1	0.6	0.8		0.9	0.4	0.2	0.5
20. 就労移行支援	3.4		0.9		0.1	20.3	1.5	6.0	3.0	2.4	1.0	1.9
21. 就労継続支援 A型	3.2		0.9		0.3	2.4	5.9	4.8	3.1	1.8	0.3	1.5
22. 就労継続支援 B型	15.2		4.1		3.9	18.8	22.3	34.9	25.0	12.5	3.3	9.8
23. 地域活動支援 センター等	0.1		0.0		0.2	1.1	0.3		0.5	0.3	0.1	0.2
24. 少年院・刑務所 等の矯正施設	0.3		0.1				0.1		0.3	0.1		0.1
25. その他・不明	3.4	0.4	1.2		3.7	2.4	5.1	2.4	6.8	4.5	2.1	3.5
26. 死亡退所	1.5	0.1	0.5		25.1			1.2	3.9	15.1	34.5	10.4
不明	1.4		0.4		2.5	0.6			0.1	1.5	3.2	1.1
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

## 18. 就職の状況

1年間の就職者（一般就労）の総数は、717人（前年度792人）であった。就職率は全体で0.48%（前年度0.54%）と、就職者数、就職率ともに前年度の数値を下回った。

表55 就職の状況

		障害児入所	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A	就労継続B	計
就職者数	男	50	4	8	295	8	110	475
	女	34	7	2	138	7	45	233
	不明	0	0	0	9	0	0	9
	計	84	11	10	442	15	155	717
	就職率（%）	3.34	0.01	1.03	21.85	1.43	0.50	0.48
平均年齢	男	18.1	29.0	31.5	27.7	39.0	34.6	28.5
	女	18.1	39.3	36.5	29.1	33.9	35.0	29.3
程度（人）	最重度	0	0	0	1	0	2	3
	重度	2	2	1	24	0	5	34
	中度	9	3	3	114	2	54	185
	軽度	72	5	2	213	6	61	359
	知的障害なし	1	1	4	84	7	28	125
	不明	0	0	0	6	0	5	11
年金（人）	有：1級	0	0	2	16	0	7	25
	有：2級	0	8	4	224	7	110	353
	有：その他	1	0	0	8	1	2	12
	無	83	3	4	175	7	29	301
	不明	0	0	0	19	0	7	26
平均月額給与（円）		101,758	95,500	130,486	101,994	104,615	94,915	101,127
生活の場（人）	家庭	20	3	4	340	8	89	464
	アパート等	3	1	0	14	5	9	32
	グループホーム・生活寮等	50	6	1	73	1	53	184
	社員寮等	3	0	0	5	0	0	8
	自立訓練（宿泊型）	3	0	5	3	0	0	11
	福祉ホーム	0	0	0	1	0	0	1
	その他	4	0	0	0	0	0	4
	不明	1	1	0	6	1	4	13

※就職率＝就職者数／（現員（15歳以上）＋就職者数）×100

就職率を事業種別毎にみると、事業の特性からか就労移行支援が21.85%（前年度22.45%）と突出しており、次いで障害児入所施設3.34%（前年度3.16%）、就労継続支援A型1.43%（前年度1.35%）の順であった。就職者の平均年齢は、全体で男性28.5歳、女性29.3歳であるが、事業種別でみると男女ともに障害児入所施設が最も低く（男18.1歳、女18.1歳）、男性で高いのは就労継続支援A型（39.0歳）、女性で高いのは生活介護（39.3歳）であった。

図5 就職率（対1,000人比）

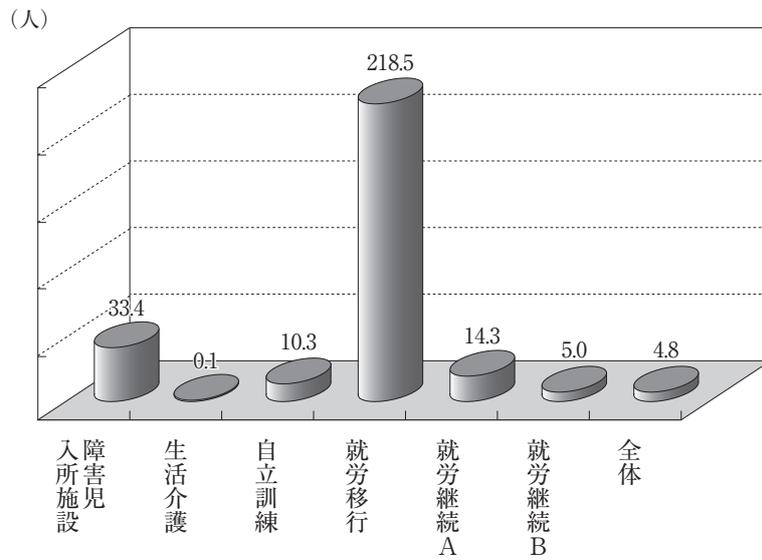


図6 就職者の程度別構成

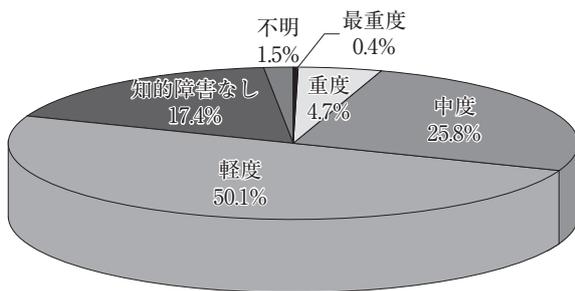
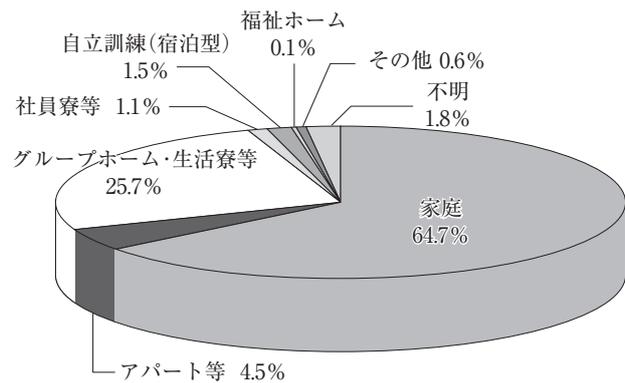


図7 就職者の生活の場



障害程度別では、「中度」と「軽度」を合わせた544人で75.87%を占め、年金受給者は「1級」と「2級」を合わせた378人で52.72%であった。就職者の生活の場では、前年度と同様に最も多いのが「家庭」の464人（64.71%）、次いで「グループホーム・生活寮等」が184人（25.66%）であった。

表56-1 就職の状況（産業分類別）－令和3年度－

(人)

	業種	児童福祉法 障害者総合支援法（単独・多機能含む）					合計	割合（％）	
		障害児入所施設	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A			就労継続 B
A	01 農業		1		12	1	15	29	4.0
	02 林業								
B	03～04 漁業，水産養殖業								
C	5 鉱業，採石業，砂利採取業								
D	06 総合工事業	1			1	1	1	4	0.6
	07, 08 職別工事業，設備工事業								
E	09, 10 食料品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業	7		1	70	1	16	95	13.2
	11 繊維工業	1			2		2	5	0.7
	12 木材・木製品製造業（家具除く）			1	1			2	0.3
	13 家具・装備品製造業								
	14 ハルブ°・紙・紙加工品製造業				2		1	3	0.4
	15 印刷・同関連業	1			2			3	0.4
	16～18 化学工業，石油製品・石炭製品製造業，プラスチック製品製造業				5			5	0.7
	19, 20 ゴム製品製造業，なめし革・同製品・毛皮製造業	1						1	
	21 窯業・土石製品製造業						1	1	0.1
	22 鉄鋼業				1		1	2	
	23 非鉄金属製造業				2			2	
	24 金属製品製造業	1			1	1		3	0.4
	25～27 はん用機械器具製造業，生産用機械器具製造業，業務用機械器具製造業				2			2	0.3
	28, 29 電子部品・デバイス・電子回路製造業，電気機械器具製造業	1			1			2	0.3
30 情報通信機械器具製造業									
31 輸送用機械器具製造業	1		4	2		1	8	1.1	
32 その他の製造業				4	1		5	0.7	
F	33～36 電気・ガス・熱供給・水道業				3			3	
G	37～41 情報通信業				5		3	8	1.1
H	42～49 鉄道業，道路旅客運送業，道路貨物運送業，水運業，航空運輸業，倉庫業，運輸に付随するサービス業，郵便業（信書便事業を含む）	3			30		8	41	5.7
I	50～55 各種商品卸売業，繊維・衣服等卸売業，飲食料品卸売業，建築材料鉱物・金属材料等卸売業，機械器具卸売業，その他の卸売業				3	1	2	6	0.8
	56～61 各種商品小売業，織物・衣服・身の回り品小売業，飲食品小売業，機械器具小売業，その他の小売業，無店舗小売業	20	1		69	2	19	111	15.5
J	62～67 金融業，保険業			1	3		2	6	0.8
K	68～70 不動産，物品賃貸業				10		1	11	1.5
L	71～74 学術研究，専門・技術サービス業				2		1	3	0.4
M	75 宿泊業	1	1		1		3	6	0.8
	76～77 飲食店，持ち帰り・配達飲食サービス業	8	2		15	2	16	43	6.0
N	78 洗濯・理容・美容・浴場業	1			15		1	17	2.4
	79 その他の生活関連サービス業	1			5	1		7	1.0
80	娯楽業								
O	81～82 教育・学習支援業				13	1	3	17	2.4
P	83 医療業	1			30		7	38	5.3
	84 保健衛生								
	85 社会保険・社会福祉・介護事業	20	4	1	70	3	28	126	17.6
Q	86～87 郵便局，協同組合				2			2	0.3
R	88 廃棄物処理業	2		1	29		12	44	6.1
	89, 90 自動車整備業，機械等修理業								
	91 職業紹介・労働者派遣業				2			2	0.3
	92 その他の事業サービス業	1			2			3	0.4
	93, 94 政治・経済・文化団体，宗教								
	95 その他のサービス業								
96	外国公務								
S	97～98 国家公務，地方公務		2		15		4	21	2.9
	不明	12		1	10		7	30	4.2
	計	84	11	10	442	15	155	717	100

※上記分類は総務省「日本標準産業分類（平成25年10月改訂）」による。

表56-2 就職の状況（産業分類別）－令和2年度－

(人)

	業種	児童福祉法 障害者総合支援法（単独・多機能含む）						合計	割合（％）
		障害児入所施設	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A	就労継続 B		
A	01 農業	1	2		12	1	23	39	4.9
	02 林業				1				
B	03～04 漁業、水産養殖業								
C	5 鉱業、採石業、砂利採取業								
D	06 総合工事業	1			4		6	11	1.4
	07, 08 職別工事業、設備工事業	2			5	2	1	10	1.3
E	09, 10 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	17	1	1	58	2	15	94	11.9
	11 繊維工業			1	3			4	0.5
	12 木材・木製品製造業（家具除く）	1			1			2	0.3
	13 家具・装備品製造業								
	14 ハルブ・紙・紙加工品製造業				1			1	0.1
	15 印刷・同関連業				3			3	0.4
	16～18 化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業				7		2	9	1.1
	19, 20 ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業								
	21 窯業・土石製品製造業				1			1	0.1
	22 鉄鋼業								
	23 非鉄金属製造業								
	24 金属製品製造業				2			2	0.3
	25～27 はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	5			16		9	30	3.8
	28, 29 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業	1			1			2	0.3
30 情報通信機械器具製造業									
31 輸送用機械器具製造業	3			3			6	0.8	
32 その他の製造業				2			2	0.3	
F	33～36 電気・ガス・熱供給・水道業								
G	37～41 情報通信業				2	1		3	0.4
H	42～49 鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付随するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）	4			39	3	13	59	7.4
I	50～55 各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食物品卸売業、建築材料鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業	2			9		7	18	2.3
	56～61 各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業	9			47		19	75	9.5
J	62～67 金融業、保険業	1	1		3		1	6	0.8
K	68～70 不動産、物品賃貸業				8		2	10	1.3
L	71～74 学術研究、専門・技術サービス業				5		2	7	0.9
M	75 宿泊業				7		2	9	1.1
	76～77 飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	11			30	2	14	57	7.2
N	78 洗濯・理容・美容・浴場業	2	1		14	1	3	21	2.7
	79 その他の生活関連サービス業				2				
	80 娯楽業				5		1	6	0.8
O	81～82 教育・学習支援業				12		10	22	2.8
P	83 医療業	2			19	1	5	27	3.4
	84 保健衛生								
	85 社会保険・社会福祉・介護事業	10	5		94	1	30	140	17.7
Q	86～87 郵便局、協同組合		1					1	0.1
R	88 廃棄物処理業	8	1		19	1	16	45	5.7
	89, 90 自動車整備業、機械等修理業	2			2		2	6	0.8
	91 職業紹介・労働者派遣業				2			2	0.3
	92 その他の事業サービス業				1			1	0.1
	93, 94 政治・経済・文化団体、宗教								
	95 その他のサービス業								
S	96 外国公務								
	97～98 国家公務、地方公務				15		13	28	3.5
	不明	2		2	20		6	30	3.8
	計	84	12	4	475	15	202	792	100

※上記分類は総務省「日本標準産業分類（平成25年10月改訂）」による。

表56-1と表56-2は、令和3（2021）年度と令和2（2020）年度のそれぞれ1年間に就職した人の就職先を「日本標準産業分類（総務省）」に落としたものである。令和3（2021）年度に最も就職者が多かった産業は「社会保険・社会福祉・介護事業」の17.6%（126人）（前年度17.7%（140人））、次いで「各種商品小売業・（略）」15.5%（111人）（前年度9.5%（75人））、「食料品製造業・飲料・たばこ・飼料製造業」13.2%（95人）（前年度11.9%（94人））の順になっており、上位3項目は前年度と同じであった。

## 19. 介護保険サービスへの移行状況

表57は、この1年間に介護保険サービスへ移行又は併給を開始した人数を事業種別毎（施設入所支援利用者は日中系事業に内包）に表したものである。介護保険サービスに移行・併給を開始した人数は、前年度（423人）より34人減の389人であり、65歳以上（19,933人・表29）に占める割合は2.0%であった。令和元年度は421人（2.3%）、令和2年度は423人（2.3%）であり、過去2年より0.3ポイント減少した。介護保険サービス利用対象となる40歳以上（92,138人・表29）に対する移行又は併給を開始した人の割合は0.4%（前年度0.5%）であり、昨年度とほぼ同値であった。移行又は併給した人が最も多い事業種別は生活介護となっており、83.0%を占めていた。

年齢階層別にみると、「介護保険法の保険給付優先」とされる65歳以上のうち、「65～69歳」が140人（36.0%）と前年度（39.0%）より3.0ポイント減少しているが、最も割合が高かった。次いで、「70～74歳」が86人（22.1%）、「75～79歳」が45人（11.6%）と続いている。この傾向は前年度、前々年度と同様であった。

また、40歳から64歳までで介護保険サービスへの移行又は併給を開始した人数は64人であり、この年齢階級の人数72,205人（表29）に占める割合は0.1%未満、介護保険サービス移行又は併給を開始した人数389人に占める割合は、16.5%だった。

表57 新規に介護保険サービスへの移行又は併給を開始した人の年齢別構成

(人・下段は%)

年齢	障害者総合支援法						計
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型	
40～44歳		4 1.2					4 1.0
45～49歳		3 0.9				2 3.0	5 1.3
50～54歳		9 2.8				3 4.5	12 3.1
55～59歳		17 5.3				2 3.0	19 4.9
60～64歳		22 6.8				2 3.0	24 6.2
65～69歳		109 33.7				31 47.0	140 36.0
70～74歳		70 21.7				16 24.2	86 22.1
75～79歳		38 11.8				7 10.6	45 11.6
80歳～		41 12.7				1 1.5	42 10.8
無回答		10 3.1				2 3.0	12 3.1
計		323 100				66 100	389 100

表58は、介護保険サービスに移行又は併給を開始した人の知的障害の程度について表したものである。知的障害の程度は、「重度」が129人（33.2%）と前年度（31.9%）より1.3ポイント増加し、最も割合が高かった。次いで、「中度」が111人（28.5%）、「最重度」が86人（22.1%）と続いた。「重度」と「最重度」を合わせて215人（55.3%）と全体の5割を超えていた。

表58 新規に介護保険サービスへの移行又は併給を開始した人の知的障害の程度

(上段は人・中段は年齢区分の％・下段は知的障害程度の％)

程度 \ 年齢	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	計
最重度	1	1	2	6	8	27	18	13	7	3	86
	25.0	20.0	16.7	31.6	33.3	19.3	20.9	28.9	16.7	25.0	22.1
	1.2	1.2	2.3	7.0	9.3	31.4	20.9	15.1	8.1	3.5	100
重度	1	1	6	7	8	39	35	20	11	1	129
	25.0	20.0	50.0	36.8	33.3	27.9	40.7	44.4	26.2	8.3	33.2
	0.8	0.8	4.7	5.4	6.2	30.2	27.1	15.5	8.5	0.8	100
中度	1	1	2	3	3	42	27	10	21	1	111
	25.0	20.0	16.7	15.8	12.5	30.0	31.4	22.2	50.0	8.3	28.5
	0.9	0.9	1.8	2.7	2.7	37.8	24.3	9.0	18.9	0.9	100
軽度		2	2	3		9	5	1	1	4	27
		40.0	16.7	15.8		6.4	5.8	2.2	2.4	33.3	6.9
		7.4	7.4	11.1		33.3	18.5	3.7	3.7	14.8	100
知的障害なし	1				4	13	1	1	1	2	23
	25.0				16.7	9.3	1.2	2.2	2.4	16.7	5.9
	4.3				17.4	56.5	4.3	4.3	4.3	8.7	100
無回答					1	10			1	1	13
					4.2	7.1			2.4	8.3	3.3
					7.7	76.9			7.7	7.7	100
計	4	5	12	19	24	140	86	45	42	12	389
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	1.0	1.3	3.1	4.9	6.2	36.0	22.1	11.6	10.8	3.1	100

表59は、新規に介護保険サービスへの移行又は併給を開始した人の年齢と障害支援区分について表したものである。介護保険への移行年齢では、65歳～69歳が全体の36%（140人）で最も多く、次いで70歳～74歳が22.1%（86人）、75歳～79歳が11.6%（45人）と続き、65歳以上が全体の80.4%（313人）を占めている。

なお、比較的年齢が若い40歳から64歳までの階層は16.5%（64人）と少ないが、区分4～6に54人（84.4%）と集中している。

表59 新規に介護保険サービスへの移行又は併給を開始した人の障害支援区分

（上段は人・中段は年齢区分の％・下段は障害支援区分の％）

年齢 区分	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	計
区分1			1 8.3 14.3			2 1.4 28.6	3 3.5 42.9	1 2.2 14.3			7 1.8 100
区分2						6 4.3 42.9	6 7.0 42.9			2 16.7 14.3	14 3.6 100
区分3			1 8.3 2.0	1 5.3 2.0	3 12.5 5.9	27 19.3 52.9	9 10.5 17.6	6 13.3 11.8	1 2.4 2.0	3 25.0 5.9	51 13.1 100
区分4	2 50.0 2.8	2 40.0 2.8	4 33.3 5.6	3 15.8 4.2	2 8.3 2.8	36 25.7 50.7	9 10.5 12.7	7 15.6 9.9	3 7.1 4.2	3 25.0 4.2	71 18.3 100
区分5	1 25.0 1.1		2 16.7 2.2	5 26.3 5.4	7 29.2 7.6	34 24.3 37.0	20 23.3 21.7	9 20.0 9.8	13 31.0 14.1	1 8 1.1	92 23.7 100
区分6	1 25.0 0.7	2 40.0 1.5	3 25.0 2.2	9 47.4 6.7	11 45.8 8.1	28 20.0 20.7	34 39.5 25.2	22 48.9 16.3	22 52.4 16.3	3 25.0 2.2	135 34.7 100
無回答		1 20.0 5.3	1 8.3 5.3	1 5.3 5.3	1 4.2 5.3	7 5.0 36.8	5 5.8 26.3		3 7.1 15.8		19 4.9 100
計	4 100 1.0	5 100 1.3	12 100 3.1	19 100 4.9	24 100 6.2	140 100 36.0	86 100 22.1	45 100 11.6	42 100 10.8	12 100 3.1	389 100 100

表60は、介護保険サービスへの移行又は併給開始前の生活の場と開始後の生活の場の変化を住居別に表したものである。開始前の生活の場は、「施設入所支援」が159人（40.9%）と前年度（38.8%）より2.1ポイント増加し、最も割合が高かった。次いで、「グループホーム・生活寮等」が103人（26.5%）、「家庭」が68人（17.5%）と続いた。この傾向は前年度、前々年度と同様であった。

介護保険サービスへの移行又は併給開始後の生活の場は、「特別養護老人ホーム」が前年度（29.6%）より1.1ポイント減少し、111名（28.5%）と最も割合が高かった。次いで、「グループホーム（障害福祉）」が68人（17.5%）、「家庭」が58人（14.9%）と続いた。平成29年度までは「グループホーム（障害福祉）」よりも「家庭」の方が多かったが、次年度以降は「グループホーム（障害福

社)」が「家庭」を上回っている。

開始前の生活の場が「施設入所支援」であった159人のうち、開始後の生活の場が「特別養護老人ホーム」の人は83人（52.2%）と、前年度（65.2%）より13ポイント減少したが、最も割合が高く、次いで、「介護老人保健施設」が35人（22.0%）であった。この傾向は前年度と同様だった。なお、介護療養型医療施設16人（10.1%）「その他」も16人（10.1%）であった。

また、開始前の生活の場が「グループホーム・生活寮等」であった103人のうち、開始後の生活の場が同じく「グループホーム（障害福祉）」であった人は63人（61.2%）で前年度（69.8%）より8.6ポイント増加し、最も割合が高く、次いで「特別養護老人ホーム」が21人（20.4%）と続いた。なお、表60と表62にある介護保険サービスの中で、「デイサービス・デイケア」133人に次いで利用されたサービスが「特別養護老人ホーム」の111人だった。

表60 新規に介護保険サービスへの移行又は併給開始前後の生活の場の変化

（上段は人・中段は開始後の%・下段は開始前の%）

開始後 開始前	家庭	アパート	グループ ホーム (障害福祉)	グループ ホーム (認知症対応)	特別養護 老人ホーム	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	その他	無回答	計
家庭（親・きょうだいと同居）	50 86.2 73.5	2 6.9 2.9	1 1.5 1.5	4 36.4 5.9	4 3.6 5.9	3 7.0 4.4		4 10.8 5.9		68 17.5 100
アパート等 (主に単身)	2 3.4 5.1	27 93.1 69.2	2 2.9 5.1		3 2.7 7.7	1 2.3 2.6		4 10.8 10.3		39 10.0 100
グループホーム・生活寮等	2 3.4 1.9		63 92.6 61.2	2 18.2 1.9	21 18.9 20.4	4 9.3 3.9	2 10.0 1.9	8 21.6 7.8	1 8.3 1.0	103 26.5 100
社員寮・ 住み込み等				1 9.1 50.0				1 2.7 50.0		2 0.5 100
知的障害者 福祉ホーム							1 5.0 100			1 0.3 100
施設入所支援	4 6.9 2.5		1 1.5 0.6	4 36.4 2.5	83 74.8 52.2	35 81.4 22.0	16 80.0 10.1	16 43.2 10.1		159 40.9 100
自立訓練 (宿泊型)							1 5.0 100			1 0.3 100
その他・不明								4 10.8 100		4 1.0 100
無回答			1 1.5 8.3						11 91.7 91.7	12 3.1 100
計	58 100 14.9	29 100 7.5	68 100 17.5	11 100 2.8	111 100 28.5	43 100 11.1	20 100 5.1	37 100 9.5	12 100 3.1	389 100 100

表61は、介護保険サービスに移行又は併給を開始した人の介護認定区分と障害支援区分を表したものである。介護認定区分は、「要介護3」「要介護5」がともに64人（16.5%）と最も割合が高かった。次いで「要介護2」が52人（13.4%）、「要介護4」が50人（12.9%）だった。平成27年度以降の調査で最も割合が高かった介護認定区分は区分3または区分5で、年度によって変動している。これら上位の介護認定区分を比較しても特徴的な傾向は見出されないが、「要支援1」「要支援2」の介護

認定区分が「要介護1～5」に比べて低い割合である傾向はみてとれる。

障害支援区分は、「区分6」が135人（34.7%）と前年度（32.6%）より2.1ポイント増加し、最も割合が高かった。次いで区分5が92人（23.7%）、区分4が71人（18.3%）であった。

障害支援区分が「区分6」である135人のうち、介護認定区分が「要介護5」となった人は48人（35.6%）と前年度（33.3%）に対し2.3%増加し、最も割合が高かった。また、介護保険制度の施設サービスを受けられる要介護3以上の人が100人（74.1%）だった一方で、「要介護2」以下になった人が21人（15.6%）いた。「区分5」の92人では、介護認定区分が「要介護3」となった人が20人（21.7%）と最も多く、「要介護3」以上が46人（50.0%）、「要介護2」以下が32人（34.8%）だった。また、「区分4」の71人では、介護認定区分が「要介護1」となった人が14人（19.7%）と最も割合が高く、「要介護3」以上が22人（31.0%）、「要介護2」以下が36人（50.7%）だった。「区分6」では「要介護2」以下は1割強だが、区分5及び区分4では、「要介護2」以下の認定となるケースが3割強～5割程度あり、介護保険の施設サービス利用がやや困難になっていると推察される。

表61 新規に介護保険サービスへの移行又は併給を開始する人の介護認定区分と障害支援区分

（上段は人・中段は障害支援区分の％・下段は介護認定区分の％）

障害支援区分 介護認定区分	障害支援区分						無回答	計
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		
要支援1	1	6	10	7	1		4	29
	14.3	42.9	19.6	9.9	1.1		21.1	7.5
	3.4	20.7	34.5	24.1	3.4		13.8	100
要支援2		2	8	6	2	1	3	22
		14.3	15.7	8.5	2.2	0.7	15.8	5.7
		9.1	36.4	27.3	9.1	4.5	13.6	100
要介護1	1	2	10	14	10	6	3	46
	14.3	14.3	19.6	19.7	10.9	4.4	15.8	11.8
	2.2	4.3	21.7	30.4	21.7	13.0	6.5	100
要介護2		1	5	9	19	14	4	52
		7.1	9.8	12.7	20.7	10.4	21.1	13.4
		1.9	9.6	17.3	36.5	26.9	7.7	100
要介護3	1		3	13	20	26	1	64
	14.3		5.9	18.3	21.7	19.3	5.3	16.5
	1.6		4.7	20.3	31.3	40.6	1.6	100
要介護4	2		3	6	13	26		50
	28.6		5.9	8.5	14.1	19.3		12.9
	4.0		6.0	12.0	26.0	52.0		100
要介護5				3	13	48		64
				4.2	14.1	35.6		16.5
				4.7	20.3	75.0		100
不明・無回答	2	3	12	13	14	14	4	62
	28.6	21.4	23.5	18.3	15.2	10.4	21.1	15.9
	3.2	4.8	19.4	21.0	22.6	22.6	6.5	100
計	7	14	51	71	92	135	19	389
	100	100	100	100	100	100	100	100
	1.8	3.6	13.1	18.3	23.7	34.7	4.9	100

表62は、表60以外の介護保険サービスを利用開始した人のサービス種別を表したものである。この設問は、複数回答可であるため延べ人数となっているが、全体で前年度（471人）より82人減の389人であった。そのうち、「不明・無回答」を除き、「デイサービス・デイケア」が133人（34.2%）と前年度（31.6%）より2.6ポイント増加し、最も割合が高かった。次いで、「訪問・居宅介護（ホームヘルプサービス）」41人（10.5%）、「短期入所（ショートステイ）」24人（6.2%）と続いた。なお、「その他」

は26人（6.7%）であった。

また、表60と表62にある介護保険サービス全体の中で、最も利用されたサービスが「デイサービス・デイケア」（133人34.2%）であった。

表62 介護保険サービスへ移行・併給を開始した後に利用した表60以外の介護保険サービス ※重複計上（人・下段は%）

介護保険サービス	年齢	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	計
デイサービス・デイケア		2 50.0	3 60.0	5 41.7	7 36.8	6 25.0	64 45.7	26 30.2	11 24.4	5 11.9	4 33.3	133 34.2
訪問・居宅介護 (ホームヘルプサービス)				2 16.7	4 21.1	4 16.7	20 14.3	5 5.8	2 4.4		4 33.3	41 10.5
短期入所 (ショートステイ)		1 25.0	1	1 8.3		1 4.2	7 5.0	5 5.8	5 11.1	1 2.4	2	24 6.2
訪問看護		1			1 5.3	1 4.2	2 1.4	4	2 4.4	1 2.4	3 25.0	15 3.9
その他		1 25.0	1 20.0			3 12.5	9 6.4	5 5.8	4 8.9	2 4.8	1 8.3	26 6.7
不明・無回答			1.0 20.0		3.0 15.8	5.0 20.8	20.0 14.3	14.0 16.3	9.0 20.0	12.0 28.6	2.0 16.7	66 17.0
不明・無回答				5 41.7	5 26.3	7 29.2	34 24.3	35 40.7	13 28.9	21 50.0		120 30.8
介護保険移行利用者実数		4 100	5 100	12 100	19 100	24 100	140 100	86 100	45 100	42 100	12 100	389 100

表63は、介護保険サービスへ移行・併給を開始した理由を表したものである。「加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた」が180人（46.3%）と前年度（47.6%）より1.3ポイント減少したが、最も割合が高かった。次いで、「その他」61人（15.7%）、「家族の希望により」60人（15.7%）、「市町村等行政から65歳になったので移行指示があった」が52人（13.4%）と続いた。障害福祉サービス事業所で、高齢化した利用者への支援体制がまだ不十分であることや障害者総合支援法第7条の介護保険優先原則を機械的に適用している市町村が少なくないのかもしれないが、いずれにせよ、「本人の希望により」移行・併給を開始した割合が9.0%と1割未満でしかないことは課題であろう。「本人の希望により」と「家族の希望により」を合わせても24.4%と全体の3割に満たなかった。

また、最も割合が高かった「加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた人」のうち、「70～74歳」が50人（27.8%）で最も割合が高く、次いで「65～69歳」が41人（22.8%）とこの2つの階層で5割を超えた。他方で、理由が「加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた」であるにもかかわらず、40～64歳で利用開始した人が27人（15.0%）いた。

表63 介護保険サービスへ移行・併給を開始した理由

※重複計上（人・下段は％）

理由	年齢										計
	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	
1. 市町村等行政から65歳になったので移行指示があった					1	39	6	2		4	52
						27.9	7.0	4.4			13.4
2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた	1	2	3	11	10	41	50	27	30	5	180
		40.0	25.0	57.9	41.7	29.3	58.1	60.0	71.4	41.7	46.3
3. 本人の希望により				1	2	16	4	8	3	1	35
						11.4	4.7	17.8	7.1		9.0
4. 家族の希望により	2	1	4	7	7	18	12	4	5		60
	50.0	20.0	33.3	36.8	29.2	12.9	14.0	8.9	11.9		15.4
5. その他	1	2	5	3	6	21	12	6	3	2	61
	25.0	40.0	41.7	15.8	25.0	15.0	14.0	13.3	7.1		15.7
6. 不明・無回答					1	7	5		2		15
					4.2	5.0	5.8				3.9
計	4	5	12	19	24	140	86	45	42	12	389
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

## 20. 死亡の状況

表64は、死亡時の年齢階級別及び知的障害の程度別の構成を表している。1年間の死亡者数は1,085人（前年度997人）であった。年代別でみると「60～69歳」の60代が284人と最も多く、続いて「70～79歳」の70代が235人となっている。年齢階級別でみると、「50～59歳」が208人（19.2％）と最も高く、50代での死亡割合も高い傾向が数年続いている。次いで、「65～69歳」154人（14.2％）、「40～49歳」149人（13.7％）、「70～74歳」142人（13.1％）、「60～64歳」130人（12.0％）と続いた。程度では、「最重度」が490人（45.2％）と前年度（40.2％）より5ポイント増加しており、最も割合が高かった。なお、「最重度」と「重度」を合わせると、全体の75.9％であった。

表64 死亡時の年齢階級別構成及び程度別構成

（人・下段は％）

	9歳以下	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	不明	計
最重度		6	15	31	84	107	62	63	50	31	41		490
		50.0	57.7	59.6	9.0	51.4	47.7	40.9	35.2	33.3	35.7		45.2
重度	1	5	6	12	41	60	38	41	54	36	37	2	333
			23.1	23.1	27.5	28.8	29.2	26.6	38.0	38.7	32.2		30.7
中度		1	4	2	13	29	19	34	24	19	27		172
		8.3	15.4	3.8	8.7	13.9	14.6	22.1	16.9	20.4	23.5		15.9
軽度			1	3	2	7	4	8	11	6	7		49
			3.8	5.8	1.3	3.4	3.1	5.2	7.7	6.5	6.1		4.5
知的障害なし				3	7	5	7	7	2	1	1		33
				5.8	4.7	2.4	5.4	4.5	1.4	1.1	0.9		3.0
不明				1	2			1	1		2	1	8
				1.9	1.3			0.6					0.7
計	1	12	26	52	149	208	130	154	142	93	115	3	1,085
	0.1	1.1	2.4	4.8	13.7	19.2	12.0	14.2	13.1	8.6	10.6	0.3	100

表65は、年齢階級別の死亡率を対1,000人比で表している。20代以上については年齢が高くなるに従って死亡率が増加する傾向がみられる。前年度と同様に、「80歳以上」が53.5人（対1,000人比）と最も高い。

表65 年齢階級別死亡率（対1,000人比）

(人)

年齢	5歳以下	6～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	全体
死亡率	0.2	1.5	1.0	1.9	4.3	7.6	13.0	18.3	21.9	32.6	53.5	6.9
							15.4		25.1			

図8 年齢階級別死亡率（対1,000人比）

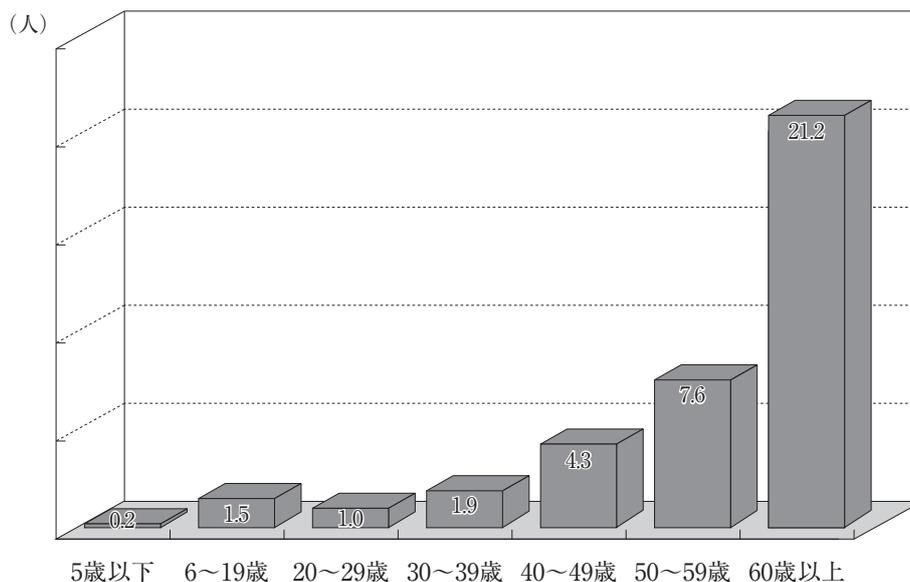


表66は、死亡場所を表している。死亡場所は、「病院」が76.0%と前年度78.3%より2.3ポイント減少したが、最も割合が高かった。次いで、「施設」が13.7%と前年度（12.2%）より1.5ポイント増加した。死亡場所が「施設」であることは、毎年度、一定割合存在している。

表66 死亡場所

(%)

死亡場所	施設	病院	家庭	その他	不明	計
構成比	13.7	76.0	8.3	1.8	0.1	100

表67は、死亡時の年齢階級別及び死因別の構成を表している。9歳以下を除きどの年齢階級においても、死因が「病気」の割合が最も高く、91.9%であった。死因のうち、「病気」は60歳未満の年齢階級に占める割合（87.1%）よりも60歳以上の年齢階級に占める割合（95.3%）の方が高率であるのに対し、「事故」は60歳以上の年齢階級に占める割合（2.4%）よりも60歳未満の年齢階級に占める割合（6.5%）の方が高率であった。

表67 死亡時の年齢階級別構成及び死因別構成

(人)

	9歳以下	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	小計(1)	割合(%)
病気		7	24	43	121	195	390	87.1
事故	1	3		5	13	7	29	6.5
その他		2	2	3	15	6	28	6.3
不明				1			1	0.2
合計	1	12	26	52	149	208	448	100
割合(%)	0.2	2.7	5.8	11.6	33.3	46.4	100	-

	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	小計(2)	割合(%)	不明	合計	割合(%)
病気	123	146	137	89	109	604	95.3	3	997	91.9
事故	5	4	3	3		15	2.4		44	4.1
その他	2	4	2	1	6	15	2.4		43	4.0
不明									1	0.1
合計	130	154	142	93	115	634	100	3	1,085	100
割合(%)	20.5	24.3	22.4	14.7	18.1	100	-	0.3	100	-

# 調査票 A

御中

## 全国知的障害児・者施設・事業所 実態調査票【事業所単位】

(令和3年6月1日現在)

### 《留意事項》

1. 本調査は1事業所につき1調査としています。

当該事業所全体の状況について、**事業所単位** でご作成ください。

①日中活動を実施する事業所、並びに日中活動に併せて施設入所支援を実施する事業所を対象としています。

「I 施設・事業所概要」の「施設・事業所の種類」に記載された事業の状況についてのみご回答ください。

(短期入所事業・地域生活支援事業等は除く)

②日中活動が多機能型の場合は、1事業所としてご作成ください。

例1：日中活動が多機能型で自立訓練と生活介護を実施 → 調査票は1部作成(日中活動の多機能型事業所として1部)

③日中活動に併せて施設入所支援を実施する場合(障害者支援施設等)は、1事業所としてご作成ください。

例2：日中活動の生活介護と施設入所支援を実施 → 調査票は1部作成(障害者支援施設として1部)

例3：日中活動の多機能型(生活介護と就労継続支援B型)と施設入所支援を実施 → 調査票は1部作成(障害者支援施設として1部)

2. 設問は特別の指示がない場合にはすべて**令和3年6月1日現在**でご回答ください。

3. マークのある欄は同じ数値が入ります。指示のない限り整数でご回答ください。

※人数等に幅(1~2人など)を持たせないでください。

4. 本調査の結果は、統計的に処理をするためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

なお、日本知的障害者福祉協会会員データへの反映には、別途「全国知的障害関係施設・事業所名簿」巻末の“変更届”にて変更内容を記載し、ご提出(FAX: 03-3431-1803)いただく必要がございます。

I 施設・事業所概要 ※下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。(印字がない部分をご記入ください。)

施設・事業所の名称			
施設・事業所の種類	※施設・事業所の種類に誤り若しくは変更がある場合には、右枠より該当する番号を選択してください。	【施設・事業所の種類】 O1.障害児入所施設(福祉型・医療型) O2.児童発達支援センター(福祉型・医療型) O3.日中活動 O4.障害者支援施設(日中活動+施設入所支援)	【日中活動の内訳】 ※実施する日中活動のすべての□にシ点を記入のこと。 <input type="checkbox"/> 療養介護 <input type="checkbox"/> 生活介護 <input type="checkbox"/> 自立訓練(生活訓練・機能訓練) <input type="checkbox"/> 自立訓練(宿泊型) <input type="checkbox"/> 就労移行支援 <input type="checkbox"/> 就労継続支援A型 <input type="checkbox"/> 就労継続支援B型

定員	(日中)	人	現 在 員	(日中)	人	開設年月	(障害者総合支援法以前からの開設年月)
	(夜間)	人		(夜間)	人		
年間利用率(令和2年度)				(日中)	%	※利用率=12か月の延べ利用者数÷定員÷12か月の開所日数×100	
※小数第一位(第二位を四捨五入)まで回答のこと				(夜間)	%		

※施設入所支援を実施する事業所については、夜間の定員と現員も各々回答のこと。

※上記「施設・事業所の種類」の各種事業を利用する利用者の数(短期入所事業等は除く)を計上のこと。また、多機能型事業所の場合は、すべての事業の合計数を計上のこと。

施設コード	
-------	--

## II 事業所の運営状況

### 1. 開所日数ならびに開所時間の状況

※児童発達支援センター及び日中活動を実施する事業所（障害児入所施設・施設入所支援・自立訓練（宿泊型）を実施する事業所は除く）のみ回答のこと。

令和2年度の総開所日数	日	一日あたりの平均開所時間 (平均サービス提供時間：送迎時間は除く)	時間
-------------	---	--------------------------------------	----

### 2. 職員の数と構成

※職員1名1職種とし、資格等を複数保持する場合にも主たる職種へ計上のこと。  
 ※『①常勤専従』には正規職員の就業規程の労働時間で専ら当該事業所並びに当該職種に専従で勤務する職員を、  
 『②常勤兼務』には常勤であっても、法人内で他の事業所または他の職種と兼務をしている職員を、  
 『③非常勤』にはそれ以外の職員（パート等）の人数を計上のこと。  
 ※『換算数』は常勤に換算し小数点第2位を四捨五入すること。（業務を兼務している場合は兼務の割合で記入）  
 ※正規、非正規に関わらず、勤務形態（常勤、非常勤の別）で計上のこと。  
 ※休職等をしている方は含めず、代替で勤務している職員等は含めて計上のこと。

職種名	指定基準上の配置義務員数	①常勤専従（換算数不要）	②常勤兼務	③非常勤		
				常勤兼務の換算数	非常勤の換算数	
①施設長・管理者	—人					
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者						
直接支援職員		③保育士				
		④生活支援員・児童指導員				
		⑤職業指導員・就労支援員				
		⑥看護師（准看護師）・保健師				
⑦その他 ※O.T(作業療法士),S.T(言語聴覚士), P.T(理学療法士),心理担当職員,ソーシャルワーカー等						
⑧医師（雇用契約のある医師のみ計上） ※嘱託医は含めず						
⑨管理栄養士						
⑩栄養士						
⑪調理員						
⑫送迎運転手						
⑬事務員						
⑭その他職種（ ）						
合計		人	人	人	人	

### 3. 職員の年齢・性別ならびに勤務年数

※すべての職員について計上のこと。※計の数字はそれぞれ一致すること。

※『正規』には雇用期間の定めのない、フルタイムかつ直接雇用の職員を、『非正規』にはそれ以外の職員の人数を計上のこと。

[1]年齢と性別	年齢区分	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65～69歳	70歳以上	計	
		正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規
	男	正規									
男	非正規										
女	正規										
	非正規										
計	正規	人	人	人	人	人	人	人	人	★	人
	非正規	人	人	人	人	人	人	人	人	☆	人
[2]同一法人内での勤務年数	勤務年数	1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上		計		
		正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規		
	男	正規									
		非正規									
	女	正規									
		非正規									
計	正規	人	人	人	人	人	人	人	★	人	
	非正規	人	人	人	人	人	人	人	☆	人	

#### 4. 職員の勤務状況

※障害児入所施設及び施設入所支援を実施する事業所のみ回答のこと。

夜間の勤務形態	<input type="checkbox"/> ①夜勤体制のみ →	夜間（1日）職員 _____人
	<input type="checkbox"/> ②夜勤体制と宿直体制併用 →	夜間（1日）職員 _____人（夜勤 _____人、宿直 _____人）

#### 5. 施設・事業所の建物の状況

※建物が複数ある場合には、日ごろ利用者が居住又は利用している建物について回答のこと。

老朽化等による建替えの必要性	<input type="checkbox"/> ①ある → 築 [ _____ ] 年	<input type="checkbox"/> ②ない	<input type="checkbox"/> ③現在建て替え中
----------------	--	------------------------------	-----------------------------------

#### 6. 居室の状況

※障害児入所施設及び施設入所支援を実施する事業所のみ回答のこと。

※居室の定員・空き部屋の有無にかかわらず、実際の利用状況を回答のこと。

利用状況	個室利用	2人利用	3人利用	4人利用	5人以上利用	計
		_____室	_____室	_____室	_____室	_____室

### Ⅲ 加算・減算の状況

#### 主な加算・減算の状況

※令和3年5月1日～5月31日の状況で回答。

各種加算・減算の状況 (該当のすべてを選択のこと)	共通	<input type="checkbox"/> ①福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） <input type="checkbox"/> ②福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） <input type="checkbox"/> ③福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） <input type="checkbox"/> ④福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） <input type="checkbox"/> ⑤福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ） <input type="checkbox"/> ⑥福祉・介護職員処遇改善特別加算 <input type="checkbox"/> ⑦特定処遇改善加算 <input type="checkbox"/> ⑧福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） <input type="checkbox"/> ⑨福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） <input type="checkbox"/> ⑩福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）
	入所系	<input type="checkbox"/> ⑪夜勤職員配置体制加算 <input type="checkbox"/> ⑫重度障害者支援加算（Ⅰ） <input type="checkbox"/> ⑬重度障害者支援加算（Ⅱ）
	生活介護	<input type="checkbox"/> ⑭人員配置体制加算（職員数 対 利用者数） → <input type="checkbox"/> ①（1対1.7） <input type="checkbox"/> ②（1対2.0） <input type="checkbox"/> ③（1対2.5） <input type="checkbox"/> ⑮重度障害者支援加算
	通所系	<input type="checkbox"/> ⑯食事提供体制加算 <input type="checkbox"/> ⑰送迎加算 <input type="checkbox"/> ⑱延長支援加算 <input type="checkbox"/> ⑲開所時間減算

### Ⅳ 法人後見\*の実施状況

#### 自法人での法人後見（成年後見）の実施状況

自法人での法人後見の実施状況	<input type="checkbox"/> ①実施している	<input type="checkbox"/> ②実施していない
----------------	----------------------------------	-----------------------------------

※法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことを言います。

## V 事業所の取り組み

### 短期入所の状況

[1]短期入所の実施	<input type="checkbox"/> ①設置している → [2]短期入所の種別へ <input type="checkbox"/> ②設置していない → 設問VIへ							
[2]短期入所の種別 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> ①併設事業所(定員____人) <input type="checkbox"/> ②空床利用型事業所 ※法人内ではなく、貴事業所のみ該当する定員を回答のこと ※単独型事業所は本調査対象外とする							
[3]利用実績 (令和3年4月から6月の3か月間)	①利用実人数____人 ②利用延べ件数●____件 ③利用延べ日数____泊 ↳ ②-1 うち緊急利用加算を取得した件数____件 例)ある利用者が4月から6月までの間に短期入所を1泊2日、3泊4日、2泊3日と利用した場合、「①利用実人数1人」「②利用延べ件数3件」「③利用延べ日数6泊」と回答のこと。 1件の泊数を計算する場合、調査期間内(4月から6月の3か月間)の報酬の対象となった泊数の合計を計上すること。							
[4]現在利用中(滞在中)の方の最長泊数	調査基準日である令和3年6月1日現在、短期入所利用中の方の最長利用泊数を回答のこと。							泊
[5]上記3か月間における1回あたりの利用期間 ※[2]②と合計●が一致すること	1泊	2泊	3泊	4~6泊	7~13泊	14~28泊	29泊以上	計(件)
	件	件	件	件	件	件	件	● 件
[6]長期利用の人数	令和2年度の短期入所の総利用日数が180日以上の利用人数を回答のこと。							○ 人
[7]年間180日以上利用する方の理由 (1人につき主たる理由を1つ選択し、人数を計上すること) ※[6]と人数計○が一致すること	①障害者支援施設への入所待機のために利用							人
	②グループホームへの入居待機のために利用							人
	③その他福祉施設等への入所待機のために利用							人
	④地域での自立した生活をするための事前準備のために利用							人
	⑤本人の健康状態の維持管理のために利用							人
	⑥家族の病気等のために利用							人
	⑦その他( )							人
	計							○ 人

## VI 職員のスキルアップ、処遇改善等への取り組み

### 資格取得(資格取得の促進を含む)・処遇の状況

[1]職員の資格取得状況 (重複計上可)	保有資格		人数	保有資格		人数	
	①介護福祉士		人	⑤知的障害援助専門員		人	
	②社会福祉士		人	⑥知的障害福祉士		人	
	③精神保健福祉士		人	⑦介護職員初任者研修修了(旧:ヘルパー1級、2級)		人	
	④保育士		人	⑧その他( )		人	
[2]取得を促進している資格 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> ①介護福祉士	<input type="checkbox"/> ②社会福祉士	<input type="checkbox"/> ③精神保健福祉士	<input type="checkbox"/> ④保育士			
	<input type="checkbox"/> ⑤知的障害援助専門員	<input type="checkbox"/> ⑥知的障害福祉士	<input type="checkbox"/> ⑦介護職員初任者研修修了	<input type="checkbox"/> ⑧その他( )			
[3]資格取得への支援・処遇の内容 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> ①受講中または受講前に受講料・交通費等受講に係る費用の補助 → <input type="checkbox"/> ①全額補助 <input type="checkbox"/> ②一部補助 <input type="checkbox"/> ③その他( ) <input type="checkbox"/> ②資格取得後に資格取得一時金等として1回のみ支給 <input type="checkbox"/> ③資格取得後に昇進昇格(昇給)等処遇への反映 <input type="checkbox"/> ④資格取得後に給与手当への反映 → [4]資格取得後の手当等支給状況へ <input type="checkbox"/> ⑤その他( )						
[4]資格取得後の手当等 等の支給状況 ※[3]④を選択の場合のみ回答すること ※1つの資格で金額に幅がある場合は平均的な額とすること(金額に幅を持たせないこと)	資格の種類			定額で給与に毎月支給される場合の金額			
	①介護福祉士			¥	/月		
	②社会福祉士			¥	/月		
	③精神保健福祉士			¥	/月		
	④保育士			¥	/月		
	⑤知的障害援助専門員			¥	/月		
	⑥知的障害福祉士			¥	/月		
	⑦介護職員初任者研修修了			¥	/月		
⑧その他( )			¥	/月			
複数資格を取得の場合の取り扱い			支給の金額に 1. 上限がある 2. 上限はない				

ご協力いただき誠にありがとうございます

# 調査票 B

※この調査票は、施設入所支援、生活介護（障害者支援施設のみ）、療養介護事業、就労継続支援 A 型事業、就労継続支援 B 型事業、就労移行支援事業、自立訓練事業のみご回答ください。

## 全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査票【事業利用単位】

（令和3年6月1日現在）

記入責任者 氏名		職名

### 《留意事項》

1. 本調査は1事業につき1調査としています。

当該事業を利用する利用者の状況について、**事業利用単位**でご作成ください。

①日中活動が「多機能型」の場合には、個々の事業ごとに各々作成してください。

例1：「多機能型」で自立訓練と生活介護の事業を実施

→ 調査票は2部作成（「自立訓練」で1部・「生活介護」で1部）

②日中活動に併せて「施設入所支援」の事業を実施する場合は、日中活動と施設入所支援を各々作成してください。

※同じ利用者が日中活動と施設入所支援の両方を利用する場合であっても各々計上してください。

例2：生活介護と施設入所支援 → 調査票は2部作成

（「生活介護」で1部・「施設入所支援」で1部）

例3：多機能型日中活動（生活介護と就労移行支援）と施設入所支援 → 調査票は3部作成

（「生活介護」で1部・「就労移行支援」で1部・「施設入所支援」で1部）

③従たる事業については、当該事業の利用者を主たる事業に含めてご回答ください。

2. 設問は特別の指示がない場合にはすべて**令和3年6月1日現在**でご回答ください。

3. マークのある欄は同じ数値が入ります。指示のない限り整数でご回答ください。

※人数等に幅（1～2人など）を持たせないでください。

4. 本調査の結果は、統計的に処理をするためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

☆下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。（印字がない部分をご記入ください。）

なお、日本知的障害者福祉協会会員データへの反映には、別途「全国知的障害関係施設・事業所名簿」巻末の“変更届”にて変更内容を記載し、ご提出（FAX：03-3431-1803）いただく必要がございます。

施設・事業所の名称		電話	
上記の所在地			
経営主体の名称			
施設・事業の種類 ※1つの事業所で2つ以上の事業を実施している場合は、1事業ごとに調査票（コピー）を作成してください。	※施設・事業の種類に誤り若しくは変更がある場合には、右枠より該当の番号を選択してください。	01. 障害児入所施設（福祉型・医療型） 02. 児童発達支援センター（福祉型・医療型） 11. 療養介護 12. 生活介護 13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 14. 自立訓練（宿泊型） 15. 就労移行支援 16. 就労継続支援 A 型 17. 就労継続支援 B 型 18. 施設入所支援	20. 多機能型 20-11. 療養介護 20-12. 生活介護 20-13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 20-14. 自立訓練（宿泊型） 20-15. 就労移行支援 20-16. 就労継続支援 A 型 20-17. 就労継続支援 B 型
該当する場合にはチェックをしてください。 上記事業に付帯して、 <input type="checkbox"/> ①自立生活援助 <input type="checkbox"/> ②就労定着支援 <input type="checkbox"/> ③居宅訪問型児童発達支援 を行っている。			

[1]定員	人	開設年月	移行年月
-------	---	------	------

☆恐れ入りますが、調査票3ページ右下枠内に番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

[2] 現在員  (1)(2) (4) の男女別 人員計は 一致する こと	(1) 契約・措置利用者数 (合計)				①男 ★ 人	②女 ☆ 人	計 ● 人											
	(2) 年齢別在者数 ※「6～11歳」のうち6歳児の未就学児数のみを左下枠内に計上のこと																	
	年齢	2歳以下	3～5歳	6～11歳※	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	計	
	1.男			※													★	
	2.女			※													☆	
	計	人	人	※	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	●	人
	うち措置 児・者	人	人	※	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	(3) 平均年齢 ※小数点第2位を四捨五入すること																	
	(4) 利用・在籍年数別在者数※障害者自立支援法事業の施行(平成18年10月)による新たな事業への移行から利用・在籍している年数で計上のこと ※「18.施設入所支援」、「01.障害児入所施設(福祉型・医療型)」は旧法施設からの利用・在籍年数で計上のこと																	
	在籍年数	0.5年未満	0.5～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20～30年未満	30～40年未満	40年以上	計					
	1.男																★	
	2.女																☆	
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	●	人	
[3] 障害支援区分別在者数 ※「療養介護」、「生活介護」、「18.施設入所支援」のみ回答のこと ※[2]の人員計と一致すること ※「01.障害児入所施設(福祉型・医療型)」に併せて経過的施設入所支援、経過的生活介護を実施する場合は対象者のみ計上のこと				非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	不明・未判定	計						
				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	●	人	
[4] 療育手帳程度別在者数 ※[2]の人員計と一致すること		1. 最重度・重度			2. 中軽度			3. 不所持・不明			計							
		人			人			人			● 人							
[5] 身体障害の状況 ※身体障害者手帳所持者についてのみ回答のこと		手帳所持者実数 ○	手帳に記載の障害の内訳 ※重複計上可	1. 視覚		2. 聴覚		3. 平衡		4. 音声・言語又は咀嚼機能		5. 肢体不自由		6. 内部障害				
		人		人		人		人		人		人		人				
[6] 身体障害者手帳程度別在者数 ※[5]の手帳所持者実数と一致すること ※重複の場合は総合等級を回答		1級		2級		3級		4級		5級		6級		計				
		人		人		人		人		人		人		○ 人				
[7] 精神障害者保健福祉手帳の程度別在者数		1級		2級		3級		計										
		人		人		人		人										
[8] 精神障害の状況 ※医師の診断名がついているもののみ記入すること ※てんかんとてんかん性精神病は区別し、てんかん性精神病のみ計上のこと ※その他の欄に精神遅滞は計上しないこと		1. 自閉スペクトラム症(広汎性発達障害、自閉症など)			2. 統合失調症			3. 気分障害(周期性精神病、うつ病性障害など)			4. てんかん性精神病			5. その他(強迫性心因反応、神経症様反応など)				
		人			人			人			人			人				
[9] 「てんかん」の状況 ※てんかんとして現在服薬中の人数		人		[10] 認知症の状況		1. 医師により認知症と診断されている人数		2. 医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数		うちダウン症の人数		うちダウン症の人数		人				
		人		人		人		人		人		人		人				
[11] 矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退所・退院した利用者数 ※矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院をさす(基準日現在)		1. 矯正施設		2. 更生保護施設		3. 指定入院医療機関		計										
		うち3年以内		うち3年以内		うち3年以内		うち3年以内										
		人		人		人		人										
[12] 上記[11]のうち地域生活移行個別支援特別加算を受けている利用者数 ※「18.施設入所支援」「自立訓練(宿泊型)」のみ回答のこと		人																

[13]支援度	支援度の指標	1 級 常時全ての面で支援が必要	2 級 常時多くの面で支援が必要	3 級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4 級 点検、注意又は配慮が必要	5 級 ほとんど支援の必要がない	
[13]—A 日常生活面 ※[2]の人員計と一致すること	内容	基本的な生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的な生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面で介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分なため、一部介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的な生活習慣はほとんど形成されている、自主的な生活態度の養成が必要。	計
	人員	人	人	人	人	人	● 人
[13]—B 行動面 ※[2]の人員計と一致すること	内容	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。	計
	人員	人	人	人	人	人	● 人
[13]—C 保健面 ※[2]の人員計と一致すること	内容	身体的健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的精神変動がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。	計
	人員	人	人	人	人	人	● 人
[14]日常的に医療行為等を必要とする利用者数 ※事業所内（職員・看護師）によるもののみ計上のこと ※医療機関への通院による医療行為等は除く	1. 点滴の管理（持続的） ※1	人	6. 人工呼吸器の管理 ※4 （侵襲、非侵襲含む）	人	11. 導尿	人	
	2. 中心静脈栄養 ※2 （ポートも含む）	人	7. 気管切開の管理	人	12. カテーテルの管理 （コンドーム・留置・膀胱ろう）	人	
	3. ストーマの管理 ※3 （人工肛門・人工膀胱）	人	8. 喀痰吸引 （口腔・鼻腔・カニューレ内）	人	13. 排便	人	
	4. 酸素療法	人	9. 経管栄養の注入・水分補給 （胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養）	人	14. じょく瘡の処置	人	
	5. 吸入	人	10. インシュリン療法	人	15. 疼痛の管理 （がん末期のペインコントロール）	人	
	※1…長時間（24時間）にわたり点滴をおこない、針の刺し直し（針刺し・抜針）も含む ※2…末梢からの静脈点滴が難しい方におこなう処置 ※3…皮膚の炎症確認や汚物の廃棄 ※4…カニューレ・気管孔の異常の発見と管理					計	人
[15]複数事業（所）利用者数 ※日中活動事業（所）・「02.児童発達支援センター」のみ回答のこと ※定期的に利用する日中活動サービスが他にある場合のみ回答のこと ※同一事業を複数個所で利用している場合も計上のこと		人		※定期的に利用する日中活動サービスとは療養介護、生活介護、自立訓練（宿泊型は除く）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の6事業及び幼稚園、保育園とする			
[16]日中活動利用者の生活の場の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※日中活動事業（所）・「02.児童発達支援センター」のみ回答のこと ※利用契約をしている利用者の実数を回答のこと	1. 家庭（親・きょうだいと同居）		人	5. 福祉ホーム		人	
	2. アパート等（主に単身・配偶者有り）		人	6. 施設入所支援		人	
	3. グループホーム・生活寮等		人	7. その他		人	
	4. 自立訓練（宿泊型）		人	計		● 人	
[17]施設入所支援利用者の日中活動の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※1 ページ目に「18.施設入所支援」と印字されている調査票のみ回答のこと ※「01.障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて実施する経過的施設入所支援は除く	1. 同一法人敷地内で活動					人	
	2. 同一法人で別の場所（敷地外）で活動					人	
	3. 他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動					人	
	4. その他の日中活動の場等で活動					人	
計						● 人	
[18]成年後見制度の利用者数 ※当該事業の利用者のみ対象	1. 後見		2. 保佐		3. 補助		
	人		人		人		

☆恐れ入りますが、調査票1ページ右下枠内の番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

[19]ーA 令和2年度新規入所者の入所前（利用前）の状況 （令和2年4月1日～令和3年3月31日の1年間）				イ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ロ. (1)と(2)の人員計が一致すること ※該当期間に他の事業種別に転換した事業所はすべての利用者について回答のこと			
(1) 生活の場 (人)		(2) 活動の場 (人)		(1) 生活の場 (人)		(2) 活動の場 (人)	
1.家庭(親・きょうだいと同居)		15.精神科病院		1.家庭のみ		15.老人福祉・保健施設	
2.アパート等(主に単身)		16.施設入所支援		2.一般就労		16.一般病院・老人病院(入院)	
3.グループホーム・生活寮等		17.自立訓練(宿泊型)		3.福祉作業所・小規模作業所		17.精神科病院(入院)	
4.社員寮・住み込み等		18.少年院・刑務所等の矯正施設		4.職業能力開発校		18.療養介護	
5.職業能力開発校寄宿舎		19.その他・不明		5.特別支援学校(高等部含む)		19.生活介護	
6.特別支援学校寄宿舎		※前年度1年間に新規で入所された方の状況のみ計上してください。		6.小中学校(普通学級)		20.自立訓練	
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)			7.小中学校(特別支援学級)		21.就労移行支援		
8.児童養護施設			8.その他の学校		22.就労継続支援A型		
9.乳児院			9.保育所・幼稚園		23.就労継続支援B型		
10.児童自立支援施設			10.障害児入所施設(福祉型・医療型)		24.地域活動支援センター等		
11.知的障害者福祉ホーム			11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		25.少年院・刑務所等の矯正施設		
12.救護施設			12.児童養護施設		26.その他・不明		
13.老人福祉・保健施設			13.乳児院				
14.一般病院・老人病院			計		14.救護施設		計
[19]ーB 令和2年度退所者の退所後(契約・措置解除後)の状況 （令和2年4月1日～令和3年3月31日の1年間）				イ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ロ. (1)と(2)の人員計が一致すること ※退所後6か月程度で死亡したケースも記入すること			
(1) 生活の場 (人)		(2) 活動の場 (人)		(1) 生活の場 (人)		(2) 活動の場 (人)	
1.家庭(親・きょうだいと同居)		14.施設入所支援		1.家庭のみ		15.一般病院・老人病院(入院)	
2.アパート等(主に単身)		15.自立訓練(宿泊型)		2.一般就労		16.精神科病院(入院)	
3.グループホーム・生活寮等		16.少年院・刑務所等の矯正施設		3.福祉作業所・小規模作業所		17.療養介護	
4.社員寮・住み込み等		17.その他・不明		4.職業能力開発校		18.生活介護	
5.職業能力開発校寄宿舎		小計		5.特別支援学校(高等部含む)		19.自立訓練	
6.特別支援学校寄宿舎		18.死亡退所※		6.小中学校(普通学級)		20.就労移行支援	
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)		※前年度1年間に退所された方の状況のみ計上してください。		7.小中学校(特別支援学級)		21.就労継続支援A型	
8.児童養護施設			8.その他の学校		22.就労継続支援B型		
9.知的障害者福祉ホーム			9.保育所・幼稚園		23.地域活動支援センター等		
10.救護施設			10.障害児入所施設(福祉型・医療型)		24.少年院・刑務所等の矯正施設		
11.老人福祉・保健施設			11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		25.その他・不明		
12.一般病院・老人病院			12.児童養護施設		小計		
13.精神科病院			13.救護施設		26.死亡退所※		
			計		14.老人福祉・保健施設		計

[20] 介護保険サービスへの移行・併給状況									
※1ページ目施設・事業の種類「18.施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1ページ目「18.施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。									
イ. 令和2年4月1日～令和3年3月31日の1年間に新規に移行又は併給を開始した者を計上すること									
No.	移行・併給開始年齢	性別	知的障害の程度(別表1より)	障害支援区分	移行前の生活の場(別表4より)	移行後の生活の場(別表5より)	介護認定区分(別表6より)	移行・併給後に利用を開始した別表(5)のうち4～7以外の介護保険サービス(別表7より)複数選択可	移行・併給開始の理由(別表8より)
1									
2									
3									
4									
5									
6									

[21] 就職の状況 ※「児童発達支援センター」、「自立訓練（宿泊型）」、「施設入所支援」は除く。職場適応訓練は除く。

イ、令和2年4月1日～令和3年3月31日の1年間を調査すること  
 ロ、家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合も記入のこと  
 ハ、「事業利用（在所）年月」の欄は、現事業（所）での利用（在所）期間を記入のこと  
 ニ、「知的障害の程度」は、児童相談所または更生相談所の判定より記入すること  
 ホ、[19]-B、(2)活動の場、2一般就労 の人数と一致すること

No.	就職時 年 齢	性別	事業利用 (在所) 年月	知的障害の程度 (別表1より)	年金受給の有無 (別表2より)	雇用先の業種	仕事の内容	就職時の給与 (月額)	就職時の生活の場 (別表3より)
例	20 歳	男	2年 か月	4	4	飲食店	接客・食器洗浄	¥ 80,000	1
1			年 か月						
2			年 か月						
3			年 か月						
4			年 か月						
5			年 か月						
6			年 か月						
7			年 か月						
8			年 か月						
9			年 か月						
10			年 か月						

[22] 死亡の状況 ※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。

イ、令和2年4月1日～令和3年3月31日の1年間を調査すること  
 ロ、退所後6か月程度で死亡したケースも記入すること  
 ハ、[19]-B、(1)生活の場、18 死亡退所 の人数と一致すること

No.	死亡時年齢	性別	知的障害の程度（別表1より）	死亡場所（別表9より）	死因（右より選択）
1	歳				
2					
3					
4					
5					
6					

1. 病気  
2. 事故  
3. その他

別表1	1. 最重度	2. 重度	3. 中度	4. 軽度	5. 知的障害なし
別表2	1. 有：1級	2. 有：2級	3. 有：その他（厚生年金・共済年金）	4. 無	
別表3	1. 家庭 5. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等	3. グループホーム・生活寮等 6. 福祉ホーム	7. その他	4. 社員寮等 8. 不明
別表4	1. 家庭（親・きょうだいと同居） 4. 社員寮・住み込み等 7. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等（主に単身）	3. グループホーム・生活寮等	5. 知的障害者福祉ホーム	6. 施設入所支援 8. その他・不明
別表5	1. 家庭 4. グループホーム（認知症対応） 7. 介護療養型医療施設	2. アパート	3. グループホーム（障害福祉）	5. 特別養護老人ホーム	6. 介護老人保健施設 8. その他
別表6	1. 要支援1 4. 要介護2	2. 要支援2 5. 要介護3	3. 要介護1 6. 要介護4	7. 要介護5	
別表7	1. デイサービス・デイケア 4. 訪問看護	2. 訪問・居宅介護（ホームヘルプサービス） 5. その他	3. 短期入所（ショートステイ） 6. 利用なし		
別表8	1. 市町村等行政から65歳になったので移行指示があった。 2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた 3. 本人の希望により 4. 家族の希望により 5. その他				
別表9	1. 施設	2. 病院	3. 家庭	4. その他	

ご協力いただき誠にありがとうございます